

○田中委員長

おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。

島根創生の2期、今日10月1日ですので、半分が終わりまして、初年度との半分をしっかりと事業等を進めていただかないといけないと思っております。総務委員会としても、しっかりと委員の皆様方に討論いただきまして、この島根創生が進めていけるよう努めていきたいと思いますので、今日もどうぞよろしくお願ひをいたします。

本日の委員会は、お手元の次第のとおり進めてまいります。

なお、本日中に終了しない場合は、明日、引き続き未了分を行いますので、後承知おきください。

それでは、政策企画局所管事項について審査を行います。

はじめに、政策企画局長の挨拶を受けます。

井手政策企画局長。

○井手政策企画局長

おはようございます。田中委員長、岡崎副委員長をはじめ、委員の皆様におかれましては、政策企画局に対しまして、日頃より御指導、御鞭撻いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、先月20日から、令和7年国勢調査がはじまっております。調査票が順次配布をされまして、10月8日、水曜日を回答の締切りとしておるところでございます。テレビCMですか、街頭キャンペーン、また、知事の定例記者会見などにおきまして、県民の皆様への調査への御協力をお願いし、また、インターネット回答などをお願いしているところでございます。調査票にQRコードをつけてありますと、インターネット回答もやりやすくなっていますし、また、県内5か所の郵便局に御協力をいただきまして、インターネット回答の支援をしていただいております。松江でいいますと、松江津田、松江川津、あと野波、あと出雲市は出雲、安来市は広瀬郵便局に御協力をいただいております。タブレットを郵便局に置いておりまして、調査票をそこにお持込みいただきますと、そこでインターネット回答ができると、その際に、困ったことがあれば郵便局の方に手伝っていただくということでやっております。そういうインターネット回答、あるいは調査への取組、やりやすいようにという取組も進めておるというところでございますけれども、他方で、調査を装う不審メールなども見られるというところでございまして、そういうところに対しまして、県民の皆様への注意喚起を図るということも含めまして、市町村とも連携をし、国勢調査が円滑かつ適切に進むように努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、国勢調査に関する新聞記事などを見ますと、調査員の確保が難しいということですとか、調査員さんの業務上の御苦労なども、特に目立って報道もされているというところでございます。

島根県では、次回になりますけれども、令和12年国勢調査が国民スポーツ大会と重なるということになりますて、今回以上に調査員の確保も難しくなることが想定をされるということございます。これまで御説明しておりますように、調査員さん、民間の方々にお願いする場合もありますが、かなりそれが難しい場合は、市町村の職員を調査員として活動いただいたりということも、許可を得た上であるわけですけれども、重なりますと、なかなか国勢調査にどれだけの調査員さん、確保できるかは難しくなってくるんだろうと

容易に想定されますので、国に対しましては、調査票の郵送配布など、調査員の負担軽減等について、強く引き続き求めていく必要があろうかと思っております。

あと、もう1点、委員長から島根創生のお話ございましたけれども、今定例会におきましても、最低賃金の関係ですとか、社会保険料の関係でやはり中小企業の方々が非常につらくなるようなこともあると、その対策どうするんだという話もございましたけれども、まず、そういうものの話をはじめとして、また秋に重点要望ございますので、今定例会で御議論、御指摘いただいたことも当然含めまして、現状での県民の皆様の生活、あるいは県内企業の状況、農林水産業の状況などをしっかりと踏まえまして、適切に重点要望も取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

本日は、予算案1件などを御審議いただきます。

委員の皆様におかれましては、今後とも御指導のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○田中委員長

ありがとうございました。

次に、女性活躍推進統括監の挨拶を受けます。

周藤女性活躍推進統括監。

○周藤女性活躍推進統括監

皆様、おはようございます。田中委員長、岡崎副委員長をはじめ、委員の皆様には、日頃より、女性活躍、男女共同参画の推進に関しまして、御理解と御支援を賜り、お礼を申し上げます。

私のほうからは、本日、御審議をお願いしております、使用料及び手数料の額の改定等に関する条例に関しまして、おわびをさせていただきます。

既に、経緯は8月に公表させていただいたところですが男女共同参画センターの使用料につきまして、当条例施行規則に定めるべき使用料の一部で、使用料が設定されておらず、徴収できていなかった事案等がございました。後ほど、今回の条例改正に併せて、規則の改正についても御説明させていただきます。

また、女性活躍の推進に関しまして、県内企業で活躍する女性リーダーの方々の座談会を開催する準備を進めておりまして、その広報費に関する予算案1件の審議を併せてお願いしております。委員の皆様には、引き続き御指導のほど、よろしくお願ひいたします。

○田中委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託されました、政策企画局に係る議案は、条例案1件、予算案1件であります。

はじめに、条例案の審査を行います。第117号議案のうち関係分について、執行部から説明をお願いいたします。

山本女性活躍推進課長。

○山本女性活躍推進課長

第117号議案、使用料及び手数料の額の改定に関する条例（関係分）、あわせまして、島根県男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

改正の概要でございます。（1）島根県立男女共同参画センター条例の改正についてでございます。

使用料、手数料につきましては、住民負担の公平の確保と受益者負担の適正化の観点から、従来から定期的に見直しを行っているところです。このたびの改正は、第2期中期財政運営方針に基づく、物価の上昇等を踏まえた一斉見直しに合わせて実施するものでございます。条例の改正により改定する使用料は、ホール、楽屋、各研修室など、施設の使用料となります。

（2）島根県立男女共同参画センター条例施行規則につきましては、条例で上限を定めております設備の使用料のうち、ホールの舞台照明の更新に伴って、8項目の使用料を改定するほか、冒頭の御挨拶で、女性活躍推進統括監からおわび申し上げましたが、8月に報道発表を行いました、未設定や改定漏れでありました設備使用料を改めて設定するものでございます。改定後の使用料は、別紙、新旧対照表のとおりでございます。施行期日につきましては、男女共同参画センター条例は、使用料及び手数料の改定等に関する条例等の施行日であります令和8年4月1日、男女共同参画センター条例施行規則につきましては、公布日の令和7年8月29日から施行しております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○田中委員長

説明が終わりました。

質疑等はございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第117号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第117号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、予算案の審査を行います。第100号議案のうち関係分について、執行部から説明をお願いいたします。

田原政策企画監。

○田原政策企画監（総務・政策）

では、7ページをお願いいたします。

第100号議案、令和7年度一般会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

このたびの補正予算につきましては、大きく2点ございます。

1点目が職員給与費につきまして、本年度の職員数、年齢構成を基に、現員現給により、全所属で補正を行うものでございます。一番下の行の補正額の列に記載しておりますように、政策企画局全体で、職員給与費につきまして、4,293万5,000円の減額をお願いするものでございます。

2点目は、職員給与費以外の補正といたしまして、女性活躍推進課の欄を御覧ください。

あらゆる分野での女性の活躍推進事業について、民間企業で活躍されている女性リーダーの方々に、これまでの経験などをお話しいただき、共有、展開することで、女性が職業生活で活躍することへの期待感の向上と、人員確保、定着につながる機運醸成を図るための座談会及び広報の経費といたしまして、347万5,000円の増額をお願いするものでございます。

政策企画部全体の補正後の予算額は、下から3行目の計の列のとおり、23億1,070万円余となります。

私からの説明は、以上でございます。

○田中委員長

以上、説明がございました。

質疑等はございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○田中委員長

それでは、採決を行います。

第100号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第100号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託議案の審査を終了いたします。

次に、請願の審査を行います。

文書表1ページに載せております、新規に受理いたしました、請願第25号、「島根県議会は、令和5年9月議会で、未来志向の日韓関係構築に関する意見書を採択され、政府に向けて提出されました。それ以来、この意見書の存在を理由に、私どもの請願書に全く向き合っていただけなくなりました。この意見書には、日本政府は、慰安婦問題に係る政府見解を明確に示すことといった要望が書かれていますが、日本政府は、既に、外務省のホームページで慰安婦問題についての見解を明確にしています。こういった経緯を見れば、島根県議会の意見書によって、政府が新たな見解を出す見込みはありません。今回の請願書では、日本人自ら戦時中の我が国に性奴隸があったなどと認めてしまうことを放置すれば、将来の子どもたちの心に癒やし難い傷を負わせてしまうという視点から作成しました。大切なことですので、請願書の内容に真摯に向き合い、議論をしてくださるよう、お願いいたします。その上で、平成25年6月26日に採択した、日本軍慰安婦問題への誠実な対応を求める請願及びこれを基にして作成され、政府に提出された意見書の撤回、もしくは無効とする議決を求める」とついてであります。

この請願をめぐる状況等について、執行部から説明をお願いします。

田原政策企画監。

○田原政策企画監（総務・政策）

今回、新たに受理された請願は、平成25年6月26日付で採択されました、日本軍慰安婦問題への誠実な対応を求める請願と、これを基にして作成され、政府に提出されまし

た意見書の撤回、もしくは無効とされる決議を求めるものでございます。

この請願は、令和5年9月定例県議会以降、各定例県議会で受理された請願と同趣旨のものでございまして、前回の6月定例県議会の本委員会において、平成5年の、いわゆる河野談話からの主な流れを御説明いたしました。その後、慰安婦問題をめぐる情勢に大きな変更はございません。つきましては、このたびは、本請願に関連し、平成25年及び令和5年に島根県議会で可決されました意見書の状況について、御説明いたします。請願に記載のとおり、平成25年6月島根県議会において、日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願の採択と、日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める意見書が可決されました。総務委員長報告では、現政府も河野談話を踏襲しており、女性の人権の尊重や人間の尊厳を踏まえると、二次被害が繰り返されではならず、採択すべきとの意見があつたこと、この請願の趣旨は、慰安婦への政府の関与、強制連行など、河野談話によらない表現がある。採択し、意見書を提出することは賛成だが、意見書はこれらの表現を修正すべきとの意見があり、この請願は採択すべきものとし、意見書は、請願の趣旨を一部修正し、河野談話に沿った内容とし、日本政府は、河野談話を踏まえ、その内容を誠実に実行すること、被害女性とされる方々が二次被害を被ることがないよう努め、その名誉と尊厳を守る真摯な対応を行うこととされました。その後も政府の基本的立場、河野談話を継承しているとの閣議決定がされている中、令和5年9月県議会で受理された請願について、本委員会で審議されました。

総務委員長報告では、慰安婦問題について、国に新たな検証を求めるに賛同が得られるならば、日本周辺の国際情勢も鑑み、慰安婦問題を含め、未来志向の日韓関係の構築を求める新たな意見書を出してはどうかとの意見。また、政府の見解をめぐっては、今後も意見の相違が続くと予想される中で、円滑な議会運営を考えたときに、政府の責任に、改めて見解を示されることが適當ではないか、よって新たな意見書を提出することに賛同するとの意見があり、審査の結果、この請願は採択すべきものとし、新たに意見書として、政府の責任において、日韓の抱える問題に対して、日本の考え方や立場を韓国に対して粘り強く主張していくとともに、様々な分野において、韓国との対話と連携を進めること、慰安婦問題に係る政府見解を明確にすることとの未来志向の日韓関係構築に関する意見書が可決されました。現在も外務省のホームページにて、慰安婦問題についての我が国の取組を公表しており、日本政府の立場を世界に発信しているところでございます。

めぐる状況につきましては、以上でございます。

○田中委員長

説明がありました。

御意見等は、ございませんか。

(「ありません。委員長に一任」と言う者あり)

それでは、私の見解を申し上げさせていただきたいと思います。

御存じのとおり、一連の慰安婦をめぐる問題につきましては、令和5年9月定例会におきまして、政府のほうで改めて見解を示していただくことが適當であるとし、国に新たな意見書を提出するなど、県議会としての考え方について一定の整理を行ったところであり、現時点において、この考え方を変更する状況にはないと考えます。

つきましては、本請願は、採択しない、不採択とすべきものと考えますが、御異議ござ

いませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、御異議ございませんので、そのように決定をいたしました。

次に、文書表の4ページに載せております、継続審査となっている、請願第20号、選択的夫婦別姓制度導入の国会審議を求める意見書の提出についての請願についてあります。

この請願をめぐる状況等について、執行部から説明をお願いいたします。

山本女性活躍推進課長。

○山本女性活躍推進課長

継続審査となっております、請願第20号につきまして、6月の総務委員会で、衆議院法務委員会では、採決は見送られたことを御説明いたしました。

この秋の臨時国会で継続審査されることとなっておりますが、めぐる状況に特段の変化はございません。

私からは以上です。

○田中委員長

説明がありました。

御意見等はございませんか。

福井委員。

○福井委員

めぐる状況に変化がないということで、今、執行部から話がございましたので、継続審査でいいのではないかというふうに私は思います。

○田中委員長

ただいま、継続審査という御意見がございましたが、ほかに、ございませんでしょうか。

〔「よろしいんじゃないでしょうか」と言う者あり〕

それでは、採決を採らせていただきます。

請願第20号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○田中委員長

挙手全員。よって、請願第20号は、継続審査と決定いたしました。

次に、陳情の審査を行います。

文書表5ページに載せております、新規に受理いたしました、陳情第157号、「外国人土地取得規制法（仮称）」の策定に関する意見書の提出を求める陳情についてあります。

この陳情をめぐる状況等につきまして、執行部から説明をお願いいたします。

今岡政策企画監。

○今岡政策企画監（企画調整・広域連携）

それでは、陳情第157号をめぐる状況として、4点について御説明いたします。

1点目は、WTO、世界貿易機関のサービスの貿易に関する一般協定についてです。我が国が加盟しているWTOのこの協定には、内国民待遇という原則がございます。これは、

他国の国民に対して自国の国民に与える待遇よりも不利でない待遇を与える内外無差別の考え方でございます。このことについては、平成23年の参議院外交防衛委員会において、外務副大臣が「協定において内国民待遇義務を負っているため、WTO加盟国の国民等が我が国の土地を取得することについて、原則として、国籍を理由とした差別的制限を課することは認められない」との答弁をされております。なお、内国民待遇について、各国は、分野ごとに交渉を通じて決めることができるとされており、また、内外差別的な措置を一定の範囲で取ることを留保できるとされております。

次に、2点目は、重要土地等調査法についてです。この法律は、防衛関係施設などの重要施設及び国境離島などの機能を阻害する土地・建物の利用を防止するため、令和4年に施行されており、土地・建物の利用に関して、日本人・外国人いずれも対象となる法律でございます。この法律では、注意して視る区域という意味合いの注視区域について定められており、この注視区域として、防衛関係施設、海上保安庁の施設、原子力関係施設などの重要施設の周辺の区域及び国境離島などの区域について、国が個別に指定し、注視区域内にある土地・建物の所有者などの氏名・住所・国籍や利用状況を調査することが定められております。あわせて、土地・建物の利用が重要施設または国境離島などの機能を阻害している、あるいは阻害するおそれがある場合、利用中止の勧告、さらには措置命令をすることができると定められております。

次に、3点目は、外国人・外国系法人による注視区域内にある土地・建物の取得状況についてです。内閣府の調査によると、令和5年度において取得された数は、土地が174、建物が197の合計371であり、取得された土地の面積は、約3万8,000平方メートルで、取得された土地全体の約0.8%となっております。また、取得された数の国・地域別の上位は、最多が中国の203で割合が54.7%、ついで韓国49で13.2%、ついで台湾の46で12.4%となっております。

最後に、4点目は、国政の動向についてです。昨年12月に日本維新の会、国民民主党の所属議員などによる議員立法の法律案、我が国の総合的な安全保障の確保を図るために土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案が国会に提出されております。この法律案の概要としては、先ほど御説明しました重要土地等調査法などによる規制の見直し、具体的には、取引の事前審査や、取引の内容変更・中止の勧告・命令、立入調査権限などについて定めるものとなっており、また、審議の状況については、本年8月の衆議院内閣委員会において、閉会中審査とすることが決定されております。

説明は以上でございます。

○田中委員長

説明が終わりました。

御意見等はございませんか。

福井委員。

○福井委員

外国人による土地取得については、この陳情に記載があるように、安全保障、食料安全、水資源保護等への影響が懸念される一方で、外国人のみを規制することについて、人権上の懸念や多文化共生への影響も指摘されているところです。

ただいま、執行部から説明がありましたら、規制をする場合、国際的な調整が必要な事

柄であり、国の責任において、このことは判断されるべきと考えます。また、現在、本件においては、国会での議論が行われているところであり、引き続き状況を注視する必要があると考えます。それゆえに、本陳情は継続審査とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○田中委員長

ほかに、御意見等はございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○田中委員長

それでは、お諮りをいたします。陳情第157号を継続審査とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○田中委員長

挙手全員。よって、陳情第157号は、継続審査と決定いたしました。

続いて、文書表6ページに載せております、継続審査となっている、陳情第115号、選択的夫婦別姓制度導入に反対し、現行の夫婦同姓制度を、堅持する意見書提出を求める陳情についてあります。

この陳情をめぐる状況等につきましては、先ほど、請願第20号と同様でありますので、執行部から説明があったとおりであります。

また、先ほど選択的夫婦別姓制度導入のための法改正を求める請願を継続審査と採択しておりますので、本陳情も継続審査と考えますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

○田中委員長

それでは、本陳情も継続審査といたします。

以上で、陳情の審査を終了いたします。

この際、政策企画局全般に関しまして、委員の皆様から何かありましたら、お願いをいたします。

[「なし」と言う者あり]

○田中委員長

それでは、以上で政策企画局所管事項の審査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

委員の皆様は、しばらくお待ちください。

[執行部入替え]

○田中委員長

これより、総務部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、総務部長の挨拶を受けます。

野間総務部長。

○野間総務部長

おはようございます。田中委員長、岡崎副委員長をはじめといたしまして、総務委員会の委員の皆様方には、総務部の所管事項につきまして、日頃から御指導、御支援をいただきまして、大変感謝申し上げます。

地方職員共済組合が運営しておりました、売店ふまいが8月末に閉店しておりましたけれども、株式会社ポプラ様の御協力の下、浅利観光株式会社様に生活彩家島根県庁店を運営していただくことになります。本日オープニングイベントを開催させていただいているという状況でございます。通常のコンビニの商品はもとより、島根県特産品でありますとか、島根県初上陸のコーヒーなども置いてあります。大変バラエティー豊かな品ぞろえになっているところでございます。私ども、呼ばれても、呼ばれなくても、委員の皆様のところにお薦めに参りますので、委員の皆様、ぜひコンビニに寄っていただいて、その足で、私どものところに、まだまだあるよ、とお越しいただくことも、これから是非していただいて、コンビニをお使いいただければ、ありがたいと思っております。

本日は、今定例会に提出させていただきました議案のうち、先日の全員協議会で御説明いたしました、使用料及び手数料の一斉見直しに関して、総務部が所管する条例案1件のほか、一般事件案2件、予算案3件について御説明を申し上げたいと思っております。

また、報告事項といたしまして、公立大学法人島根県立大学の令和6年度及び第三期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果について、障がい者雇用の状況について、島根かみあり国スポ・全スポ局（仮称）の設置検討について、県庁売店、食堂の運営事業者の決定について、生活実態を基にした救済等の制度における同性パートナーの取扱いのうち、総務部所管分について、御説明をさせていただければと思います。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○田中委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に託されました総務部に係る議案は、条例案1件、一般事件案2件、予算案3件であります。

はじめに、条例案の審査を行います。

第117号議案のうち関係分について、執行部から説明をお願いいたします。

大下総務課長。

○大下総務課長

そうしますと、総務部資料の1ページをお願いします。第117号議案、使用料及び手数料の額の改定等に関する条例の総務部関係分について御説明いたします。

このたびの使用料、手数料の一斉見直しにより、総務部関係の改正対象条例及び項目は、税務課が所管している島根県手数料条例の地方税関係分、軽油引取税に係る免税軽油使用者証の交付、または、書換えを受ける場合の手数料を420円から630円に改定するものです。施行期日は、令和8年4月1日としております。なお、2ページに参考としておりますが、このたびの一斉見直しにより、条例以外の規則等についても、1の（1）公文書の写しの交付に要する費用、（2）の島根県職員会館利用料に係る改正を行うこととしております。

説明は以上です。

○田中委員長

説明がありました。

質疑等はございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○田中委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第117号議案のうち、関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第117号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、一般事件案の審査を行います。

第122号議案及び第123号議案について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

太田営繕課長。

○太田営繕課長

私からは、第122号議案、契約の締結について説明させていただきます。

資料の4ページを御覧ください。契約の目的は、島根県営住宅（出雲市川北天神団地2号棟）建設（建築）工事。契約の方法は、一般競争入札で、契約金額は、10億5,000万円余でございます。契約の相手方は、今岡工業・出雲土建・ヒロシ特別共同企業体。代表者は、今岡工業株式会社代表取締役、今岡幹晴でございます。

下表、工事の概要についてですが、工事名は先ほどの契約目的に同じで、工事場所は、出雲市天神町地内でございます。工期については、議会の議決をいただき、かつ受注者が契約の保証を付したことを確認した日の翌日から、令和9年9月30日まででございます。工事の概要は、県営住宅出雲市古志団地を、今回建設いたします、川北天神団地に移転、建て替えするもので、建物は鉄筋コンクリート造7階建て、延べ面積約2,400平米、住戸が32戸でございます。なお、この案件につきましては、令和7年7月14日に仮契約を締結しております。

続きまして、資料の5ページを御覧ください。第123号議案、同じく契約の締結について説明をさせていただきます。

契約の目的は、島根県民会館大規模改修（大・中ホール舞台機器設備）工事。契約の方法は一般競争入札で、契約金額は20億3,000万円余でございます。契約の相手方は、三精テクノロジーズ株式会社広島営業所所長、松平卓也でございます。

下表、工事の概要についてですが、工事名は、先ほどの契約目的に同じで、工事場所は、松江市殿町地内でございます。工期については、議会の議決をいただき、かつ受注者が契約の保証を付したことを確認した日の翌日から、令和9年10月29日まででございます。工事の概要は、島根県民会館大・中ホールのつりもの機器やつり舞台及びどんちゅう等からなります、舞台機器設備を更新するものでございます。なお、工事により県民会館は、大ホールは、令和8年3月から令和9年12月末まで、中ホールは、令和8年3月から令和9年10月末まで、休館する予定しております。なお、この案件につきましては、令和7年7月15日に仮契約を締結しております。

私からは以上でございます。

○田中委員長

説明がありました。  
質疑等はございませんか。

須山委員。

○須山委員

契約そのものに異論はないんですけども、1点、この県民会館のほうの契約者ですが、広島の方ですけども、多分、専門的な分野なので、なかなか県内企業取れるものでもなかつたと思うんですが、額が20億円ということになると、かなりの額になるので、できれば、共同企業体のような形で地元と一緒にやるような形がよかつたんではないかなと、外見上では見えるんですけども、その辺の状況っていうのは、どうなんですか。

○田中委員長

太田営繕課長。

○太田営繕課長

委員からの御質問についてですが、今回、契約をしましたこの三精テクノロジーズという会社は、今現在、県民会館の舞台機構の設置業者でございます。実際、県民会館のメンテナンス等も入っておりまして、県民会館のことをよく存じているということもございます。今回、舞台機構という特殊な設備ということもございまして、メーカーさんの力を借りないと、なかなかできないということもございまして、今回の契約に関しては、県外の業者になりますが、メーカー様を相手に契約をさせていただくという経緯になってございます。

○田中委員長

須山委員。

○須山委員

大体そんなことだろうとは思いましたけれども、公共事業、また特に県内事業が少なくなっている中で、こういった企業、受注者、なるべく県内の企業を使うということに注力していただきたいですし、これ、1社で単独で取ったということになれば、多分いろんな細かな作業については、やはり県内の下請に入ってくるのではないかなど、想像するんですけども、しっかり県内企業を使えるような形でのことをやっぱり営繕とか建築やられるところについては、引き続き、努力していただければと思います。以上です。

○田中委員長

要望でよろしいですか。須山委員。

○須山委員

はい。

○田中委員長

ほかに。

福井委員。

○福井委員

すみません。両方の契約ですけども、それぞれの予定価格というのを教えていただけますか。

それと、先ほどの県民会館のほうの専門性ということの答弁がありましたが、これは、

1社入札だったのかどうかということの確認をちょっとさせてください。

○田中委員長

太田営繕課長。

○太田営繕課長

この2件の入札についてでございます。

まず、出雲市川北天神団地の建設についてですが、予定価格については、今ちょっと手元に資料がないので、お答えできかねます。申し訳ございません。それから、入札に関してですが、今回、入札は、1JV、今回この応札もありました1JVのみでございました。

また、島根県民会館につきましても、すみません、予定価格のほうは、今、手元にございません。申し訳ございません。入札については、2者から応札がございましたが、1者は辞退されまして、今回契約を結ばさせていただいた、この1者のみが応札があったという状況でございます。以上でございます。

○田中委員長

福井委員。

○福井委員

予定価格は、今もうホームページか何かで公表されていますか、PP1か何か。

○田中委員長

太田営繕課長。

○太田営繕課長

予定価格については、今、PP1のほうで公表しております。

○田中委員長

福井委員。

○福井委員

分かりました。じゃあ、そちらのほうで確認をさせていただきたいと思います。

今の、後の県民会館のほうですけれど、これは、2社が取りあえずは入札参加の意思は示されたけども、金額を入れる前に辞退をされたという理解でよろしいですか。

○田中委員長

太田営繕課長。

○太田営繕課長

委員のお見込みのとおりでございます。

○田中委員長

福井委員。

○福井委員

しつこいようですけど、今まで県民会館をよく熟知していて、専門性だっていうことであれば、幾ら金額が20億円だといっても、私だったら逆に一般競争入札じゃなくて、これだけの金額であっても、随意契約してもいいのではないかというような感じがするんですけど、その辺のお考えはなかったんでしょうか。

○田中委員長

太田営繕課長。

○太田営繕課長

入札の方法に関しましては、一般競争入札のほかに、今、委員の御指摘がありましたように、随意契約という方法もございます。発注の方法につきましては、まず第一には、一般競争入札で発注するというのが方針でございまして、それができず、専門性が高いとか、その業者にしかできないというような特別な事情があれば随意契約という方法も可能だと思われますが、今回に関しては、一般競争入札による執行が可能だというふうに判断いたしましたので、今回は一般競争入札という契約方法を取らせていただきました。以上でございます。

○田中委員長

よろしいですか。

福井委員。

○福井委員

はい。取りあえず、よろしいですけど、また、別の機会で詳しく知りたいと思います。

○田中委員長

予定価格については、後ほど提出いただきますか。福井委員。

○福井委員

一応してもらえば。

○田中委員長

太田営繕課長、よろしくお願いいいたします。

ほかにございませんか。

それでは、採決を行います。

一般事件案2件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、お諮りいたします。第122号議案及び第123号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第122号議案及び第123号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、予算案の審査を行います。

第100号議案のうち関係分、第101号議案及び第102号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

宇治郷財政課長。

○宇治郷財政課長

それでは、資料の6ページを御覧ください。議案第100号、令和7年度9月一般会計補正予算の歳入について御説明いたします。

本予算案につきましては、国の補助金の内示や、早急に対応すべきものなどについて措

置しており、表の下のところにございますが、補正額の合計は152億476万円余となっております。その主な内訳としましては、9の国庫支出金を12億円余、12の減債基金等の繰入金を74億円余、13の繰越金を52億円余とそれぞれ増額しております。

私からは以上でございます。

○田中委員長

大下総務課長。

○大下総務課長

続きまして、資料の7ページをお願いします。歳出の関係となります。

第100号議案、令和7年度島根県一般会計補正予算（第3号）の歳出のうち、総務部関係分、第101号議案、令和7年度島根県公債管理特別会計補正予算（第1号）、第102号議案、令和7年度島根県証紙特別会計補正予算（第1号）のうち、総務部関係分について、御説明いたします。

一般会計の歳出のうち、総務関係分の補正額は、合計で113億4,000万円余の増額しております。下段、特別会計になります。公債管理特別会計は、48億4,000万円余の増額、証紙特別会計、総務事務集中処理特別会計につきましては、額の補正はございません。

次に、8ページをお願いします。各会計の内訳を記載しております。

一般会計につきましては、各課に人件費を計上しておりますが、7月1日現在の現員現給により、一般職給与費の年間所要額を精査し補正するものです。このほか、財政課につきましては、2の減債基金積立金は、島根半島震災対策事業の実施に係る県債の後年度償還額から、地方交付税措置額を除いた県実負担相当分を減債基金へ積み立てるもので、2億4,000万円余の増額しております。3の元金償還金と4の利子償還金については、決算剰余金を活用した繰上償還を行うため、公債管理特別会計に繰り出すものです。元金償還金で111億200万円余、利子償還金で4,900万円余の増額しております。5の予備費として、渇水時の農業用水確保への支援として活用した2,500万円を復元するため、同額を増額しております。

次に、9ページをお願いします。公債管理特別会計について、歳入の1の一般会計繰入金は、先ほど御説明しました、一般会計の元金償還金及び利子償還金として、111億5,000万円余の増。2の借換債は、発行の中止により63億1,000万円余の減。歳出は、繰上償還として、元金償還金と利子償還金合わせて48億4,000万円余の増額としております。

その下の、証紙特別会計は、歳入、歳出の総額の更生はございませんが、決算により、繰越しの額が確定しましたので、これに伴い財源を補正するものです。以上となります。

○田中委員長

説明がありました。

質疑等は、ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○田中委員長

それでは、採決を行います。

予算案3件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、お諮りいたします。第100号議案のうち関係分、第101号議案及び第102号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第100号議案のうち関係分、第101号議案及び第102号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものとすることに決定をいたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、請願の審査を行います。

続いて、文書表8ページに載せております、継続審査となっております請願第17号、「再審法改正を求める意見書」採択についてであります。

この請願をめぐる状況につきまして、執行部から説明をお願いいたします。

大下総務課長。

○大下総務課長

継続審査となっております、請願第17号について御説明します。

請願の内容は、有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を救済するための再審制度について、法改正を求めるものでございます。

その後の状況ですが、今年4月に設置された法制審議会－刑事法（再審関係）部会において、引き続き議論が行われております。

国会におきましては、6月に衆議院に提出された、再審制度の見直しを盛り込んだ刑事訴訟法の一部を改正する法律案が、現在、閉会中審査となっております。以上となります。

○田中委員長

説明がありました。

御意見等はございませんか。

（「委員長の見解はいかがですか。」と言う者あり）

○田中委員長

それでは、私の見解を申し上げさせていただきます。

再審法改正に向けましては、令和7年3月に法制審議会に諮問され、審議が続いている状況があり、引き続き、国の動向を注視していく必要があることから、本請願は、引き続き継続審査とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、御異議ございませんので、そのように決定をいたしました。

以上で、請願の審査を終了いたします。

次に、報告事項について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

内田総務課私学・県立大学室長。

○内田私学・県立大学室長

それでは、10ページを御覧ください。報告いたしますのは、公立大学法人島根県立大学の業務の実績に関する評価結果についてでございます。

まず、1の評価制度の概要ですけれども、県の附属機関であります島根県公立大学法人評価委員会が行いました評価結果を、地方独立行政法人法の規定に基づきまして、県を通じて議会に報告するものになっております。

今回の報告には、令和6年度に係ります業務実績に対する評価、いわゆる年度評価と、令和元年度から昨年度までの6年間の中期目標期間全体の業務実績に対する評価、いわゆる期末評価の2種類がございます。ここに、第3期中期目標期間といいます、この中期目標といふのは、県が議会の承認を得まして、この6年間がはじまる前の平成30年度に大学に対して示したものとなっております。評価委員会の構成でございますが、島根大学の大谷学長を委員長としまして、総勢5名の委員で構成をされております。

2の令和6年度業務実績の評価でございますが、(1)の全体評価といたしまして、中期目標達成に向けて、おおむね順調と評価するとの結果でございます。(2)に項目別評価として、中期目標で定めました5つの項目ごとに、SからDまでの5段階で評価が行われております。

最初の項目の1、社会情勢の変化に的確に対応した大学づくりの評価は、5段階のうちのB評価、おおむね順調とされております。その主な判断理由といたしましては、学長の下に魅力化推進本部を設置し、島根創生を担う人材、人づくり事業に全学的に取り組んだこと。あるいは、4か所ありますサテライトキャンパスを運営し、地域教育や実践型教育、高大連携などを推進するなど、特色や魅力ある大学づくりへの取組が認められることなどがございます。

次に、②の項目、2番目の大学の教育研究などの質の向上でございます。この項目に限りましては、評価委員会では、大学の教育の特性に配慮いたしまして、5段階ではなく、総合的に評価を行うこととされておりますが、その評価結果は、おおむね順調と評価をされております。その判断理由といたしまして、県内就職率は、前年度と比べて上昇し、長期実践型キャリア教育や県内企業等々との様々な取組など、近年行ってきたキャリア支援に一定の成果が認められることや、入学に占める県内学生の割合ですけれども、目標を達成して、そのための入試制度改革や広報活動などの取組も着実に進められた成果が認められる等々となってございます。

次に、11ページを御覧ください。5項目の3番目の項目、自主的、自立的な組織・運営体制の確立については、B評価、おおむね順調とされ、以降、4番目の項目、評価制度の充実及び情報公開の推進についても、B評価。それから、最後の5番目のその他業務運営に関する重要事項についても、B評価とされ、それぞれその主な判断理由を記載しております。

次に、3の第三期中期目標期間の評価に移りまして、こちらは、この6年間、期間全体を振り返る形で評価をされておりまして、全体評価として、中期計画おおむね達成しているものと評価するとの見解でございます。その特記事項及び今後の課題といたしまして、社会情勢の変化に的確に対応した大学づくりを進め、地域貢献などの様々な取組を積極的

に行ったことや、県内からの入学者を増やすなど、大学改革を迅速かつ戦略的に実行したこと。また、国際交流の促進については、東南アジア地域においても拡大していくといったことが、高く評価をされております。

今後の課題といたしまして、学生アンケートや科学研究費助成事業の申請率や、大学院などについては、この6年を終えた時期、今年度からですけども、第四期以降の課題としての改善に向けた検討実施ということに触れて、総合的には、引き続き、県民や学生の期待に一層答えられる大学となるよう改革に当たられたいといった今後の期待を込めた評価結果とされているところでございます。なお、この評価委員会によります、この2つの報告書自体は、別冊1と別冊2としておりまして、そちらに詳細なデータや評価内容などを詳細に記載しております。

最後に、4の年度評価の廃止について御説明いたします。この地方独立行政法人法が令和5年に改正をされたことによりまして、新たな中期目標期間から、評価委員会が行う年度評価、毎年度の行う評価が廃止となりました。評価委員会は、引き続き、中期目標経過を4年経過した後に、中間評価、そして6年全てが経過いたした後に期末評価を行って、その評価結果を引き続き報告することとなりますので、本県では、今年度から第四期の中期目標期間が開始いたしまして、4年が経過した令和11年に中間評価、令和13年度に期末評価を報告させていただくこととなります。

それで、今回、年度評価の報告がこれをもってなくなるわけでございますけども、毎年、総務委員会の県内調査などにおいて、この県立大学の取組を説明して、委員の皆様の御意見を聞く機会というのは、引き続き設けてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○田中委員長

飯塚人事課長。

○飯塚人事課長

私からは、県の障がい者雇用の状況について御説明をさせていただきます。

12ページをお願いいたします。まず、1、制度概要についてですけれども、障がい者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、国及び地方公共団体の任命権者には、一定数以上の障がい者雇用が義務づけられております。

2の知事部局における障がい者雇用率の状況でございますが、表の太く囲ったところを御覧いただきまして、本年6月の実雇用率は、2.80%となりまして、同じ表の一番右側の欄を御覧いただきますと、法定雇用率は、2.80%でございますので、法定雇用率を達成している状況でございます。

次に、対前年の増減でございますが、下の前年比を御覧いただきまして、昨年の実雇用率は、2.86%でございましたので、0.06ポイント減となっております。その右側、障がい者数の増減でございますが、括弧内に記載しておりますように、前年から2.5人の減という状況でございます。その下に、主な変動理由を記載しておりますけれども、正規職員につきまして、令和7年7月1日に障がい者枠として4名を、会計年度任用職員につきまして、昨年の7月以降、障がい者枠として5名を、それぞれ採用いたしましたけれども、他方で退職によります減が11名ございましたので、結果減となったものでございます。

3の今後の採用の予定でございますけれども、6月以降、障がい者枠の会計年度任用職員の採用試験を実施しております、11月上旬には、障がい者を対象とした正規職員の採用試験を実施する予定としているところでございます。

最後に、4の今後の取組等についてでございますけれども、島根県障がい者活躍推進計画に基づきまして、障がいのある職員が、その特性等に応じて能力を十分に発揮し、働きやすく、生きがいを感じることができる職場づくりを推進すること。それから、職員研修を継続的に実施していくこと。また、関係部局と連携いたしまして、障がいのある職員に担っていただきます職務選定や創出、作業の集約化、支援体制・職場環境の整備等の強化を進めていくこと。これらを行っていきたいと考えております。

からは以上です。

○田中委員長

石井人事課行政改革推進室長。

○石井行政改革推進室長

それでは、13ページを御覧ください。からは、島根かみあり国スポ・全スポ局の設置検討について、御報告いたします。

まず、1、概要でございます。令和12年に開催予定の、国スポ・全スポに向けた体制を強化するため、令和8年度から、新たに、仮称ではございますが、島根かみあり国スポ・全スポ局を設置する方向で検討を開始しております。

2、設置検討理由でございます。令和7年7月16日に、国スポ・全スポの開催地として島根県が内定いたしました。この内定を機に、開催準備がより具体化・本格化していくことから、体制を強化するために「局」の設置を検討するものでございます。局という名称ではございますが、島根県部設置条例に定める部に位置づけられるものでございます。

3、今後のスケジュール案でございます。令和8年2月の定例会にて、条例の改正案を上程したいと考えております。設置は、令和8年4月を予定しております。なお、国スポ・全スポの開催後の令和12年度末をもって廃止の予定でございます。

からは以上でございます。

○田中委員長

川合人事課福利厚生室長。

○川合福利厚生室長

県庁売店・食堂の運営事業者の決定について御報告をさせていただきます。

資料は14ページを御覧ください。これまで職員の福利厚生を目的に、地方職員共済組合が直営で運営しておりました売店と食堂の営業終了に伴いまして、後継店舗の管理運営業務を行っていただく事業者の公募・選考を行いました結果を御報告いたします。まず、売店につきましては、浅利観光株式会社様にコンビニポプラのフランチャイズ店、生活彩家島根県庁店を運営いただくこととなり、本日、朝9時半に開店したところでございます。通常の営業時間は、開庁日の8時から18時でございます。それ以外の時間帯につきましては、無人のセルフレジ方式による営業となります。職員が時間外や休日に、危機管理、災害対応等を行う際の利便性向上のため、24時間営業していただけたこととなりました。庁舎の裏口から出入りできる方は御利用いただけます。施設としましては、本庁舎地下にコンビニの売場と、打合せや飲食ができるコワーキングスペースがございます。南庁舎1

階には、チルド商品を扱う自動販売機が設置されております。通常のコンビニ商品に加えまして、島根県産品も充実しておりますので、委員の皆様、地域の皆様にも御利用いただけましたら幸いです。

次に、食堂についてでございます。現在の食堂は今月末に営業を終了いたします。これまで長きにわたりまして御利用いただき、ありがとうございました。次の店舗は、米子市に本社のございます株式会社米吾様に運営いただくこととなりました。開店は、来年の1月13日を予定しております、現在、営業時間ですとか、提供いただくメニューなどについて協議を進めているところでございます。

私からの報告は以上です。

○田中委員長

加納税務課長。

○加納税務課長

私からは、生活実態を基にした救済等の制度における同性パートナーの取扱いの総務部所管分について御報告いたします。

資料15ページをお願いいたします。まず、今回御報告する経緯についてですけれども、国や県の救済制度においては、生活を共にしている方を対象としているものがありますが、資料1のところにありますとおり、令和6年3月26日の最高裁判決によって、犯罪被害者給付金の給付対象の遺族である配偶者として、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者と定められておりますところ、これに同性パートナーも含まれるとの解釈が示されました。それを受けまして、県において配偶者を対象とする者など、救済制度の取扱いや今後の対応について、このたび関係する各委員会において説明を行っているところでございます。

総務部としましては、3の(1)にありますとおり、身体障がい者等に対する自動車税の減免制度が該当しておりますので、それについて御説明いたします。まず、中ほどの括弧のところに判決の理由がございますが、判決の対象となった給付金の支給制度の目的は、一部下線部分のところにはなりますが、遺族等の精神的、経済的打撃を早期に軽減、権利利益の保護であり、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が、犯罪被害者と異性であるか同性であるかによって、直ちに異なるものとはいえないというものでございました。この判決を受け、2、国の動向、(1)のところでございますが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者と同一、または類似の文言を含む各法令における同性パートナーの取扱いについて検討し、その結果、(2)のとおり24の法で、例えばDV防止法などが含まれますが、これについて同性パートナーが含まれると整理をし、公表をされております。こうした動向や判決を踏まえまして、県でも法律相談を行い、仮に同性パートナーを対象として取り扱わず、当事者から訴訟を提起された場合には、県が敗訴するリスクがあるということを確認しております。その上で3のところですが、配偶者に事実婚を含み、同性パートナーも対象である制度について県で整理を行いまして、総務部では身体障がい者等の減免制度が該当しておりますので、ホームページで周知を図ることとしております。(2)の公表時期につきましては、他の部の制度と合わせまして、令和7年11月1日と予定しております。

なお、減免制度の概要については、16ページを御覧ください。この制度は、心身に障

がいを有する者が積極的に社会活動できるよう、申請によって自動車税の種別割及び環境性能割を減免するものでございますが、1の表の中ほど、自動車の所有のところを御覧いただくと、対象となる自動車は、身体障がい者等本人の所有する自動車だけではなく、本人が自動車を所有していない場合には、身体障がい者等と生計を一にする者が所有する自動車についても減免の対象となります。また、自動車の運転者も本人かまたは生計を一にする者である場合となっておりますように、この生計を一にする者が要件となるケースがございますので、3の提出書類、⑤のところでございますが、申請に当たっては、そのことが判別できる書類も必要となる場合があります。その書類としましては、4のところでございますが、ケースごとに様々ございますが、同一世帯であることが確認できる住民票の写しですとか、また、同じ住所に住んではいるけれども、親族以外の方で生計を一にしている場合については、民生委員など法的機関から委嘱を受けた者の発行する証明書の提出、あるいは島根県パートナーシップ宣誓書受領カード等の提示により判別を行っております。なお、この受領カードとは、お互いを人生のパートナーと約束する性的少数者のカップルが協力して共同生活を行うことを宣誓し、島根県がその宣誓書を受領したことを証明するカードとなっています。

この身体障がい者等減免制度では、生計を一にするかどうかは、婚姻関係にあるかどうか、事実婚であるかどうかなどには関係がなく、生活の実態に沿って判定することとしておりますので、同性パートナーである場合も同様に取り扱っていることにつきまして、このたび改めてホームページで周知を図るものでございます。

なお、資料17ページには、令和6年の最高裁判決の判旨を参考としてつけておりますが、判旨のうちの下線部分につきましては、15ページの資料の理由で下線をつけた部分の根拠となる箇所として、今回の説明用につけたものでありますことを補足させていただきます。

私からは以上です。

○田中委員長

説明がありました。

質疑等はございませんか。

須山委員。

○須山委員

県立大学の評価の関係ですけども、これ毎年見させていただいてますから、大体こういう評価なんだなっていうのはあるんですけども、この評価自体が、どういうふうに扱われるかということになると、評価しておおむね順調みたいなところ、これはまあいいと思うんですけど、問題は3の、いわゆる（2）の特記事項及び今後の課題ということで、ここに上がっている内容というのは、結構前から言われていることなんですね。この評価を受けて、県立大学は具体的にこの課題を解決すべく計画なり、そういったことをするといったことの表明をするとか、何かあってしかるべきだというふうに思うんですが、そこら辺はあるんでしょうか。

○田中委員長

内田総務課私学・県立大学室長。

○内田私学・県立大学室長

御指摘の課題のところでございますけど、この評価委員会自体が、まず県立大学の出席の下に、ヒアリングや聴取ということも含めてやり取りをされているということが一つございます。今、例えばアンケートの回収率が低いっていう点では、大学のほうもアプリなどを使って改善していきたいと。それから、科学研究費の助成事業についても、説明会などの働きかけをしていて、昨年度は若干その前の年度の申請率から上昇したというか、取組も見られておりますので、それが不十分だというところで引き続き、評価委員会より大学で改善が図られるというように、引き続き評価という形で行っていきたいということになっております。

○田中委員長

須山委員。

○須山委員

当然、県も同席してということなんでしょうが、やっぱり課題はある程度少し見える化をして、どういうふうな取組をしているかっていうことを、県がちゃんとフォローしていくかないと、今度から6年間のうち2回、何かこれ4年目と6年目、3年と3年でいいような気がするんだけど、これは法がこうなってるんだからしようがないとは思うけど。せっかく評価したものを、生かすためには、その辺のフォローをしっかりとして、これについては、例えば科学研究費の助成事業の申請率低調、前から言われているんですよね、これをどうするのか、どこまで引上げするのかというようなところも含めて、やっぱり少し具体的に課題については解決するような施策を、県がやっぱり求めていくべきだろうというふうに思いますので、そこら辺は今後また、検討してみてもらえばと思いますが、どうでしょうか。

○田中委員長

内田総務課私学・県立大学室長。

○内田私学・県立大学室長

おっしゃるとおりでございまして、県としてもしっかり大学側に伝えていきたいと思っておりますし、第四期がはじまりますので、そこでは数値目標も今まで以上に掲げられておりますので、そういう検証ということが初回1回だけでなく、当然県も求めていきたいと。それから、改善の考案もしていきたいと考えております。

○田中委員長

須山委員。

○須山委員

よろしくお願ひします。できれば、それをしっかり議会に報告もしていただきたいと思います。

○田中委員長

ほかにございませんか。

福田委員。

○福田委員

県庁の南庁舎っていうのはどこなんですか、土木部があるところですか。

○田中委員長

川合人事課福利厚生室長。

○川合福利厚生室長

おっしゃるとおりです。南庁舎は、県警察本部の隣の土木部が入っている庁舎でございます。

○田中委員長

福田委員。

○福田委員

ああ、あそこのとこに何かいろいろありますね、自動販売機や。あそこのことですね。

○田中委員長

川合福利厚生課長。

○川合福利厚生室長

1階に自動販売機が、主には飲料のペットボトルなどの自動販売機ですけども、その中におにぎりとかサンドイッチですとか、そういうものの入っている自動販売機が1台ございます。

○福田委員

はい、ありがとうございました。県庁本庁舎にコンビニができたというのは、非常に便利になっていいことではないかと思っていますが、我々ちょっと古い者は経験したことが、コンビニのことできちんと経験したことがあるもんですから。今、日本人の3人に1人が毎日コンビニを訪れるとかですね、島根県では薬局数と県内のコンビニ数がほぼ同数、何か調べていたらほぼ同数ぐらいだと。島根大学前のコンビニは、学生がいますから1日3,000人も入店者があるというぐらいコンビニが普及していますけども、雑談で恐縮ですけども、話題提供という意味で。ちょうど我々、財政が非常に厳しい時代を経験しました。10年間の行財政集中改革期間を経験したときに、私、内々当時の総務部長に、コンビニを県庁の施設に造って家賃収入を考えたらどうかということで、非常にうまく話が進んできましたけども、最終的には県庁内の部局の使用が優先するということで断念したんですが、この県庁周辺には職場はたくさんあってもコンビニがないんですよね。例えば、昔は残業していた時代ですから、警察本部があつたり、それから人通りもそこそこにあるんですが、コンビニがなかったということから、南庁舎の西側の今は健康福祉部が入ってるあの建物の下は、県庁の関係する外郭団体みたいなものも入っていたもんですから、あそこにコンビニを誘致したらどうかということで、当時の総務部長が随分動いてくださって、大体いい話になったんですが、最終的に府内優先の使用をしようということになって実現しなかったんですが、そういう財政的な面が一つと、もう一つは利便性、周辺の職員の利便性、警察も遅くまで仕事していましたので、そんなことで提案したことがあったんですが、結果的にはこうしてできたことは大変よかったですかなという、そういう今、昔のことを思い出しながら聞かせていただきました。それから、夜も営業しているとのことなんですが、現在、県庁の夜間警備っていうんですかね、職員が今も宿泊しておられるんですか。

○田中委員長

川合福利厚生室長。

○川合福利厚生室長

危機管理当直ということで、職員である管理職が1名は必ず常駐しております。

○田中委員長

福田委員。

○福田委員

はい、分かりました。民間の人はどうなんですか。例えば、専門の夜間警備の人はいな  
いんですか。

○田中委員長

原管財課長。

○原管財課長

夜間警備は、委託している警備業務の職員が、1階の守衛室に数名、夜間も常駐してお  
ります。

○田中委員長

福田委員。

○福田委員

分かりました。何かあったときに、それだけの人数で大丈夫ですか。民間をもっと増や  
す必要ないんですかね。

○田中委員長

原管財課長。

○原管財課長

現在は、警備の体制はそのようになっておりまして、何かありましたら1階の守衛と、  
それから当直で残っております管理職と連絡を取り合って、すぐ該当する県の職員に連絡  
を取り、対策、対応を取るような体制を取っております。

○田中委員長

福田委員。

○福田委員

それで十分だということなら結構ですけども、場合によったら、むしろ民間委託して体  
制が、整備する余地がないのかどうかという気がしたものですから、申し上げた次第です。  
検討ができればというように思っています。以上です。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

ちょっと、しょうがないことを聞くんですけど、コンビニ、無人営業の対応するって書  
いてあるんですけど、ただ朝早く、裏から入ろうとすると、何か我々でも証明書か何か持  
って入らないと入れないですか。この顔じゃ駄目だと言われますか。

○田中委員長

原管財課長。

○原管財課長

現在、時間外につきましては、裏口、正門じゃなくて裏のほう警備員がいる側からでな  
ければ入れなくなりまして、その場合には身分証を出していただいて必ず御記名、どなた  
でも御記名いただいて入っていただくと。県職員の場合は県職員証がありますのでそれを  
提示していただくと。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

議員証でいいんですね。

○田中委員長

原管財課長。

○原管財課長

そうです。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

私は、余談ですけど、コンビニによく行くんですよ、朝5時ぐらいに、入れんだろうか。

○田中委員長

原管財課長。

○原管財課長

朝は入れます。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

いつでも入れるんですね、要するに。お店は開いてるっていうことですね。

○田中委員長

川合福利厚生室長。

○川合福利厚生室長

営業時間は、平日の朝8時から夕方の6時までは有人でスタッフがいます。それ以外の時間帯、夜間24時間と土日につきましては、セルフレジということで電子決済ですけども、現金以外のクレジットカードですとか、電子決済で御利用いただけます。

○田中委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○田中委員長

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、総務部全般に関しまして、委員の皆様から何かありましたらお願ひいたします。

(「ありません」と言う者あり)

太田営繕課長。

○太田営繕課長

すみません。先ほど、一般事件案第122号議案及び123号議案で御質問のありました、それぞれの工事の予定価格、分かりましたので御報告をさせていただきます。川北天神団地の予定価格ですが、税込みで10億5,300万円余になります。

○田中委員長

福井委員。

○福井委員

税込みで。契約金額も税込みですか。

○田中委員長

太田営繕課長。

○太田営繕課長

契約金額も税込みでございます。県民会館につきましては、予定価格、同じく税込みで20億5,600万円余でございます。

○田中委員長

ほかにございませんか。

それでは、以上で総務部所管事項の審査及び調査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

委員の皆様はしばらくお待ちください。

〔執行部入替え〕

○田中委員長

それでは、出納局所管事項について審査を行います。

はじめに、会計管理者の挨拶を受けます。

森山会計管理者。

○森山会計管理者

改めまして、田中委員長、岡崎副委員長をはじめ、委員の皆様方には日頃より出納局の業務に対しまして、格別の御理解、御指導を賜り厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

本日は、予算案2件につきまして御審議いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○田中委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託されました出納局に係る議案は、予算案2件であります。

第100号議案のうち関係分及び第102号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

畠田会計課長。

○畠田出納局会計課長

それでは、出納局の補正予算について御説明させていただきます。出納局の総務委員会資料1ページをお願いいたします。

はじめに、第100号議案、令和7年度一般会計補正予算（第3号）の関係分でございます。このたびの補正予算につきましては、一般職給与費について、本年度の職員数、年齢構成を基に、7月1日の現員現給により補正を行うものでございます。補正額は表の一番下の行の一般職給与費の補正額のとおり1,576万1,000円の増額をお願いするものでございます。なお、一般職給与費以外も含めました出納局全体の補正後の予算額は、出納局と書いております行の補正後の額のとおり7億1,609万4,000円となります。

一般会計補正予算の説明は以上となります。

続きまして、資料の2ページをお願いします。

第102号議案、令和7年度島根県証紙特別会計補正予算（第1号）関係分でございます。証紙特別会計は、収入証紙に関する特別会計となっております。今回の補正につきましては、例年と同様に取り扱わさせていただくもので、歳入歳出の総額の増減はございませんが、前年度の決算で歳入の繰越金の額が確定したために行うものとなります。この歳入の繰越金につきましては、銀行などの証紙売りさばき人が販売用の在庫として保有されている収入証紙の額と、証紙を購入された県民や事業者の方がまだ使用されずにお手元に持っておられる収入証紙の額の合計額になります。この合計額につきましては、既に特別会計のほうに歳入として計上されておりますが、実際にはまだ使用されておられませんので、特別会計の中で積み上がったというか、累積した状態になっております。今後、在庫の収入証紙が販売され、県民の方などが使われた場合、もしくは県民の方がお手元に持っておられる収入証紙が使われた際には、この歳出であります一般会計繰出金の財源になるという仕組みになっております。

具体的な補正の内容としては、資料の歳入の1、県税・使用料及び手数料を1,084万6,000円減額いたしまして、同じ額を繰越金として増額させていただきます。これに伴いまして歳出のほうになりますが、1、一般会計繰出金の財源、証紙収入を1,084万6,000円減額させていただき、繰越金を同額増額するという形での更生をお願いするというものでございます。

出納局の補正予算につきまして、私からの説明は以上です。

○田中委員長

説明がありました。

質疑等はございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○田中委員長

それでは、採決を行います。

予算案2件について一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○田中委員長

それでは、お諮りいたします。第100号議案のうち関係分及び第102号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第100号議案のうち関係分及び第102号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

この際、出納局全般に関しまして、委員の皆様から何かありましたらお願いをいたします。

それでは、以上で出納局所管事項の審査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

〔執行部入替え〕

○田中委員長

これより、教育委員会所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、教育長の挨拶を受けます。

野津教育長。

○野津教育長

田中委員長、岡崎副委員長をはじめ、委員の皆様方には、日頃より教育行政全般にわたりまして御指導、御鞭撻いただいております。お礼を申し上げます。ありがとうございます。

今議会の質問戦で一つ、検討を急ぐ宿題をいただいておりました。須山委員の部活動地域指導者の謝金単価について、早急に検討いたしました。後ほど報告をさせていただきます。諸般の状況を見まして、改善したいと考えております。そのほか、本日たくさん報告事項ございますけども、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○田中委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託されました教育委員会に係る議案は、条例案1件、予算案1件であります。

はじめに、条例案の審査を行います。

第117号議案のうち関係分について、執行部から説明をお願いします。

瀧総務課長。

○瀧総務課長

資料の1ページをお願いいたします。第117号議案、使用料及び手数料の額の改定等に係る条例の教育委員会関係分について説明をさせていただきます。

1、改定の趣旨につきましては、既に政策企画局で説明された内容と重複いたしますので割愛をさせていただきます。

2、改正の内容でございますが、今回の改正は、(1)の使用料等の単価改定における基本方針のア、原則、イ、例外、いずれかにより行うこととしております。(2)改正する条例でございますが、表に記載のとおり5条例ございます。そのうち、島根県立高等学校等条例につきましては、先ほど申し上げました、ア、原則により再積算し改定するものです。それ以外の4条例につきましては、指定管理施設に関する条例であり、イ、例外により共通の改定率プラス10%で改正するものでございます。ただし、島根県立青少年社会教育施設条例の対象施設のうち、県立少年自然の家は指定管理施設ではございませんが、管理業務を委託している施設であることから、指定管理施設と同様の改定率で改正することとしております。

各条例における改正前と改正後の単価につきましては、次の2ページから4ページに記載をしております。説明は割愛をさせていただきます。

3、施行期日ですが、来年4月1日としております。また、(2)の経過措置ですが、施設の使用料等については、本年度中に許可を受けた場合、実際の使用が来年度になる場合等においても、改定前の額を適用することとしております。

説明は以上です。

○田中委員長

説明がありました。  
質疑等はございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○田中委員長

それでは、採決を行います。  
お諮りいたします。第117号議案にうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第117号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ここで休憩を取りたいと思います。再開を13時からといたしますので、よろしくお願ひをいたします。

[休憩]

○田中委員長

それでは、委員会を再開いたします。  
引き続き、教育委員会所管事項について審査及び調査を行います。  
予算案の審査を行います。

第100号議案のうち関係分について、執行部から説明をお願いいたします。

瀧総務課長。

○瀧総務課長

5ページをお願いいたします。第100号議案、令和7年度9月補正予算案の教育委員会関係分の概要について御説明いたします。

令和7年度島根県一般会計補正予算（第3号）の1、補正予算の概要につきまして、合計欄のとおり、補正前の額862億3,400万円余を、補正額3,400万円余の増額により、補正後の額862億6,900万円余とするものでございます。補正額は、給与費につきましては総務課の2行目、10億3,100万円余の減額となりまして、給与費以外の事業費につきましては、それ以降の行の計10億6,600万円余の増額となり、その合計によるものでございます。

6ページをお願いいたします。課別事業別一覧ですが、先ほども触れました給与費は、全額教育庁総務課の職員給与費に計上をしております。給与費は、当初予算編成時は条例定数を基にした見込みの人数で計上をしております。今回は、この見込みの人数と7月1日現在の実際の職員数との差を補正するもので、この差が250人の減で、10億3,100万円余の減額となります。主に、小学校の教員数の減によるものです。また、給与費を減額する一方で、常勤の教員の不足に対応するため、学校企画課の1から3の教職員総務費で非常勤講師を配置し、さらに4の地域人材を活用した指導力等向上事業費で、小・中学校における常勤教員と非常勤講師の勤務時間の差に対して、教員の事務負担軽減の観点から、教員免許を要しない校務支援員を追加配置しております。

また、教育委員会事務局の指導主事ポストにも欠員が生じており、この対応のため、順

番が前後いたしますが、教育庁総務課の2、教育委員会人事管理費で教員OBの会計年度任用職員を配置しております。合計額の記載はございませんが、これら5事業の計で、10億2,500万円余を増額するものです。

次に、学校企画課の5から7、そして、次ページお願ひいたします。特別支援教育課の1、学校管理運営費の上段でございますが、これらは例年より早く梅雨明けした影響などにより、児童・生徒等の健康管理に必要なエアコン等が、例年を上回るペースで稼働している状況から、県立学校における年間の電気代予算を増額するもので、これら4事業の計で1,500万円余の増額となります。

続いて、特別支援教育課の1の下段は、特別支援学校の児童生徒等の通学に欠かせない通学手段である福祉有償運送を維持するため、事業者に対して緊急支援を行うものです。

8ページをお願ひいたします。1、現状の1ポツ目でございますが、特別支援学校に通う児童生徒等の通学方法でございます。これについては、9ページの図を御覧いただきたいと思います。障がいの状況や利用できる公共交通機関、スクールバス等の状況により通学手段は様々な状況です。公共交通機関やスクールバスが利用できず保護者送迎も困難な場合、福祉タクシーや福祉有償運送による通学についても、国の就学奨励費制度の対象として認められており、これらを含めた通学体制を維持する必要があるところです。

8ページにお戻りください。2、課題の1ポツ目ですが、このうち福祉有償運送は、いわゆる一般のタクシーや福祉タクシーといった一般旅客運送と比較して、運送の区域に制限があったり、営利とは認められない範囲の単価によって運送を行うもので、収益を生みづらい構造となっており経営は厳しい状況にあります。

2ポツ目、また、特別支援学校は設置数が限られているため、遠距離の送迎が必要となる場合、事業者にとっては無収入となる空車運送区間が長距離にわたって発生することとなり、経営的には大きな負担となります。

3ポツ目、事業者は運賃の見直しや障がい福祉サービス事業等との組合せにより運営を維持しておられます BUT が、運賃の改定に当たっては、地域公共交通会議において認められる必要があり、改定には時間を要することや、新たにほかの事業を開始した場合においても、経営基盤の強化策の成果が出るためには一定期間を要することとなります。これらのことから、3、事業内容のとおり、特別支援学校に通う児童生徒等の通学手段を維持するため、福祉有償運送により送迎を行う事業者に対して県単独補助、補助率2分の1により運行経費に係る緊急支援を行います。補助対象者は記載のとおりで、前年度における法人全体の事業収支及び福祉有償運送における通学支援の事業収支のいずれもが赤字の事業者としております。補助対象経費は、図の赤矢印のとおり、児童生徒等を学校に送り届けた後、事業所に戻る空車区間のうち、図の③のルートと青矢印の児童生徒等を学校に迎えに行く際、事業所から学校に向かう空車区間、図の④のルートに係る運行経費になります。この無収入となる空車区間が片道10キロメートル以上であることが補助要件の一つとなります。この対応として、事業費79万8,000円を計上しております。

7ページにお戻りください。次に、特別支援教育課の2、全国障がい者スポーツ大会に向けた特別支援学校スポーツ推進事業は、今年7月に全国障がい者スポーツ大会の開催地として島根県が内定したことを受けまして、特別支援学校にスポーツ用具を整備するとともに、障がいに対する理解促進を図るため、小・中学校や公民館等へ貸し出すためのス

ーツ用具を教育事務所に配備するための経費として900万円余を増額するものです。

社会教育課は、一般財団法人から青少年の主体的な活動を支援する目的で寄附がございましたので、その寄附を活用して、社会教育施設の備品等を購入し、青少年の体験活動や子どもの読書活動の充実のために活用させていただくもので、900万円余の増額でございます。

文化財課は、物価高騰の状況や労務単価の上昇を踏まえまして、公共サービスの水準を確保するため、指定管理施設における指定管理料を増額するものです。対象施設は記載のとおりで、昨年度中に指定管理料の更新、または見直しを行っていない施設で、教育委員会では八雲立つ風土記の丘、古代出雲歴史博物館が該当します。

本年度当初予算において、施設維持管理に係る物価上昇が4%相当額を加算しておりますが、それを上回る物価上昇があることから、さらに追加で4%相当額を加算いたします。2施設合計で500万円余の増額となります。

続いて、10ページをお願いいたします。3、債務負担行為でございます。表に記載の事業において債務負担行為を設定するものです。設定理由は、現在高等学校入学者選抜学力検査に係る作業や調整業務が一定期間に集中していることから、試験実施の1年前から関係業務の委託契約を締結して作業等を開始し、業務の平準化を行えるよう債務負担行為を設定いたします。令和8年度実施の試験から適用をいたします。

説明は以上です。

○田中委員長

説明が終わりました。

質疑等はございませんか。

須山委員。

○須山委員

福祉有償運送事業者の緊急支援の関係ですが、これは以前からかなり問題があつて、やはり何がしかの助成をしなきゃいけないっていうことは当然あると思うんですが、事業内容の補助対象者、いわゆる補助の要件の中に、前年度における収支が赤字になるということがあるんですが、この中で特別支援学校通学支援の事業が赤字になるというのは、だから補助するというのはこれは分かるんですが、いずれもというところに、法人全体の事業収支も赤字でなければならないとなっていますけど、法人全体の事業収支ということになると、本来の目的である、いわゆる通学支援が赤字で、なおかつ全体も赤字ということになると、全体が赤字にならなければこれが受けられないという要件というのは、かなり厳しい要件ではないのかなと思うんですけど、こちら辺はどうなんでしょうか。

○田中委員長

八束特別支援教育課長。

○八束特別支援教育課長

補助対象者の件ですが、この福祉有償運送をやっておられる事業所は、ほかの福祉事業と一緒に兼ねてやっておられるところがほとんどです。ということで、ほかの事業で、例えば放課後デイサービスなどで収支が上回って黒字になっているというところもありますので、そういうことを鑑みて、法人全体の収支の赤字ということもこの対象の中には入れてあります。

○田中委員長

須山委員。

○須山委員

そうなると、全体の黒字を赤字のほうに補填するから、まあいいじゃないかみたいなことでしょうね、それは。そうなると、特別支援学校の通学支援と、いわゆる福祉有償運送を切り離すということには、これまでと同様にそういう傾向にはならないっていうか、そういう福祉有償運送を手がける人が、どういったらいいかな、意味がないというか、やはり有償運送が赤字だからそこに向けての補助なので、全体が赤字になってないといけない、黒字だったら結局その赤字を黒字で補填できるからいいじゃないかみたいな言い方であれば、この福祉有償運送の本来の目的、いわゆる補助の目的にはかなわないという気がするんだけど、どうですか。

○田中委員長

八束特別支援教育課長。

○八束特別支援教育課長

先ほども申しましたが、他の事業と兼ねてやっておられるところが多くて、なおかつ人件費のほうも他の事業と一緒にになっているところがほとんどですので、福祉有償運送だけでなく、ほかの事業も兼ねて法人の中でやっておられることが多いので、なかなか切り分けて計算するというのはちょっと難しいところがあるので、そういう意味で法人全体の赤字ということをつけております。

○田中委員長

須山委員。

○須山委員

私は、本来の目的から少し外れてくるなという気がしますよ。やっぱり空車、いわゆる行って帰る、帰るところが全然見てくれないから、この福祉有償運送では赤字になるんだから、そこが実際に赤字になることがあるんであれば、そこに対して補助金ということにしないと、全体も赤字になってなきやしませんよって言ったら、それじゃあ、うちは全体を法人だけやっとって、福祉有償運送はしないってことになってしまふと、本来必要なものが確保できないというふうに思えるんですがね、どうですか。

○田中委員長

八束特別支援教育課長。

○八束特別支援教育課長

この対象者を決めるときに、いろいろ聞き取りをしましたが、法人のほうも福祉有償運送の会計がこれだけですというように、分けて計算ができないということを言われた部分があります。それで、計算方法をきちんとつくった上で、福祉有償運送に係る部分の収支を出すという形を検討してますですが、全体の中で福祉有償運送だけの収支っていうのが分からず。。。

○田中委員長

よろしいですか。

瀧総務課長。

○瀧総務課長

このたび、緊急支援事業ということで、事業を組立てさせていただいております。私の御説明のところでも少しだけ触れさせていただいたんですけども、もともとこの事業全体が、やはり収益を生みづらい構造となっているという事業でございます。ほかの事業と組み合わせて、やはり事業者としては、法人全体の利益を上げていくということが基本かと思っておりまして、それで、今回緊急支援事業ということでやっているんですけども、運賃の改定とか、それからほかの事業を開始して経営基盤の強化策を行っていただく、その間、支援をさせていただくという考え方ですので、赤字になる部分に対してずっと補填をするという考え方ではなく、現状におきまして、その経営の基盤の強化策の成果が出るまでの補助ということで、今回の事業を考えさせていただいているところでございます。

○田中委員長

野津教育長。

○野津教育長

現実に何社かやっておられ、全部にヒアリングをしておりますけども、今、ほかのところがもう単独では成り立たないとしても、辞めるというお考えはございません。ただ一つだけ、全体が赤字になって、新しい事業を実施するという準備もしておられ、そこで収益が貰えるので、ここ一、二年で持ち直すという予定でございます。今、課長が言いましたように緊急で実施すると。今1つだけを想定してますけども、他のところで、やらないから辞めるというようなお話は今のところ伺っておりません。お伺いしてもそういう意思はないということでございますし、現に人を雇うと、先ほど特別支援教育課長が言いましたように、その時間は雇わないというわけにもいかない。要は仕事の配分上ですね。片方で人を雇って、給料を一定程度払うために仕事がないといけないということもあって、そんなに大きな赤字ではない、それは法人全体を圧迫するような赤字ではないのでやめないというお話を伺ってます。今のところ1社だけですね、ここ一、二年が厳しいというようなお話でございますので、緊急支援ということでこの制度を立てさせていただいているということでございます。

○田中委員長

須山委員。

○須山委員

これ以上言いませんが、一つは、先ほどの説明だった、いわゆる特別支援学校通学支援事業だけ切り分けて計算できないって書いてあるんですが、これ両方とも赤字ってこと、こっちだけでも赤字っていうのが該当を受けているんだから、切り分けられないことはまずないってことを、まず御認識をいただきたいというふうに思います。それから、こういう事業が出てくると、一般的な補助事業と見てしましますので、これは完全に特定の業者を支援するための事業ですよね。だから、そういうふうに79万8,000円っていうものを。だから、非常に説明と齟齬があるような感じがしたんで、あまり言いませんが。

○田中委員長

野津教育長。

○野津教育長

誠に申し訳ございません。

○田中委員長

ほかにございませんか。

ないようですので、それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第100号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第100号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、報告事項について、執行部から説明を受けます。

質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

瀧総務課長。

○瀧総務課長

11ページをお願いいたします。障がい者雇用の状況について御説明をいたします。

1、制度概要につきましては、総務部の説明でなされた内容と重複いたしますので割愛をさせていただきます。

2、教育委員会における障がい者雇用率の状況ですが、太枠で囲った部分が令和7年6月分として報告した数値です。本年6月時点の実雇用率は2.48%で、法定雇用率を達成することはできませんでした。なお、昨年6月の実雇用率は2.51%でしたので、0.03ポイントの減少、不足数としては16人となっております。表の一番下の行を御覧ください。障がい者の人数でございますけれども、昨年度に比べ、19人分の増加となりました。しかしながら、実雇用率は減少しております。これは、欄外の4ポツ目に記載しておりますとおり、本年4月から除外率が引き下げられたことに伴い、算定の基礎となる職員数、いわゆる分母が844.5人増加したものによるものでございます。

3、採用試験の実施状況ですが、採用の努力は継続的に行っており、障がい者を対象とした教職員の採用試験を実施しているほか、ワークセンターの障がい者スタッフ及び支援員の対応を随時行っています。しかしながら、法定雇用率を達成するためには、現在の取組をさらに充実させていく必要があると考えております。

具体的には、4、今後の取組等のとおり、障がい者を対象とした教職員採用試験により、引き続き障がいのある正規教職員の採用を進めていくことに加えまして、障がいのある教職員が働きやすく、やりがいを感じることができる職場づくりや、ワークセンターの支援体制の充実を図るとともに、ワークセンターの規模拡大についても検討し、障がいのある教職員の採用をより積極的に進めていくことなどに取り組んでまいります。以上です。

○田中委員長

大庭県立学校改革推進室長。

○大庭県立学校改革推進室長

12ページを御覧ください。令和8年度県立高等学校の入学定員について御報告いたします。

1番、定員設定の方針についてですけども、令和8年3月の県内中学校卒業予定者数は、

令和7年3月と比べまして、県全体で40名減少すると見込まれております。

これにつきまして、15ページを御覧ください。別紙としまして、市郡別の中卒者数の学年ごとの生徒の数を掲載しております。真ん中辺りにあります中学校3年生というところが今年度の中学校3年生ですけども、市郡ごとに状況を掲載しております、特に松江市におきまして、昨年度と比べて89名の減少が見込まれているところです。

12ページにお戻りください。1の2ポツ目ですけども、このような中卒者数の状況、それから近年の定員充足状況等を踏まえまして、県立高校の全日制課程において、80名の定員減を行うとしております。なお、定時制、それから通信制、専攻科につきましては、定員の増減はございません。

続きまして、2番、入学定員の増減がある高校についてでございます。一つは、松江北高等学校の普通科を1学級減じます。もう一つが、松江南高校の探究科学科を1学級減にいたします。これによりまして、松江北高校は普通科5学級、理数科1学級の計6学級となります。松江南高校は普通科5学級、探究科学科1学級の計6学級となります。

3番、学科改編等を行う高校ですけども、該当はございません。

続きまして、13ページを御覧ください。4、令和8年度県立高等学校の入学定員の各校学科ごとの一覧となっております。先ほどの2校につきましては、備考欄にその減について記載しております。県内全体で県立学校4, 843名の定員となります。

続きまして、14ページを御覧ください。定時制課程、それから通信制課程、専攻科の各学科の定員の掲載しております。また、右側には参考としまして、松江市立皆美が丘女子高校の定員、それから参考2としまして、私立高校の定員を掲載しております。以上です。

○田中委員長

山本働き方改革推進室長。

○山本働き方改革推進室長

続きまして、資料16ページ、教職員の働き方改革の推進状況についてお願いいいたします。本日は、教職員の時間外勤務の状況について御報告いたします。

2、時間外勤務の状況、(1)総論を御確認ください。平成31年3月に教職員の働き方改革プランを作成し、令和元年度からの3年間を重点期間として取組を進めてまいりました。資料のグラフは、プラン策定前の平成30年度から令和6年度までの時間外勤務月平均の状況です。昨年度の全校種平均は、グラフ右端の上から3番目の数値になりますが、33.5時間となり、プラン策定前の平成30年度と令和6年度との比較では48.5%の削減につながっております。これまでの取組により、近年はほぼ横ばいではございますが、月45時間以内という目標は達成しております。高等学校においては、はじめて40時間を切りました。一方、年360時間以内という目標については、特別支援学校のみ目標達成しており、今後も計画的かつ着実な取組を進めていく必要がございます。

続いて、17ページを御覧ください。(2)は市町村立学校の時間外勤務の状況です。市町村ごとに令和4年度から6年度までの変化をグラフに表したものです。令和5年度と令和6年度を比較しますと、上段のグラフ、小学校の状況については、12市町村で減少、下段のグラフ、中学校・義務教育学校の状況については14市町村で減少しております。また、市町村によっては数値が大きく変化しているところもございます。該当の市町村に

聞き取りを行ったところ、時間外勤務の客観把握が進み、教職員一人一人が自身の働き方を意識するようになった。入力漏れがなくなり、より正確な時間外勤務の把握が進んできた。不登校児童・生徒、また生徒指導での対応時間が増加してきた。教員の欠員状況や新規採用職員への支援等による影響、もともとの母数が少ないため、全体への影響が出やすいなどが影響しているとのことでした。

続きまして、18ページを御覧ください。（3）は県立学校の時間外勤務の状況です。時間外勤務が長い傾向にある普通科高校においても、月45時間以内の目標に近づいてきており、県立学校全体の平均は31.4時間となっています。引き続き、各校と連携、協力しながら、働き方改革に向けたさらなる取組を今後も進めていきたいと思っております。

続いて、3、働き方改革に向けた今後の取組についてです。大きな動きは、（1）業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等についてです。これは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の改正に伴う動きについてです。それぞれの教育委員会におきまして、業務量管理、健康確保措置実施計画の策定及び公表、さらに自治体総がかりで取組を推進するため、総合教育会議への報告が義務化され、働き方改革をさらに進めていくこととなります。それに伴いまして、各学校においては②のとおり、業務適正化を進めていくため学校評価の結果に基づく各学校における改善措置等、各教育委員会が策定した働き方改革実施計画との適合を図っていくことが求められます。また、地域や保護者とともに情報を共有しながら働き方改革を進めていくため、校長が学校運営協議会の承認を得て定める各校の学校経営方針に働き方改革推進に関する内容を含めることも義務化されます。このように来年度から働き方改革の見える化、働き方改革のP D C Aサイクル強化も自治体総がかりで推進していくこととなります。このことに関しては、文部科学省が先月の26日に国としての指針及び計画のひな形等を示しました。今後、国が定める指針等に即して、これまでの取組、達成状況等も踏まえながら、県の実施計画を策定していきます。計画策定後は、表のスケジュールに従って速やかに市町村教育委員会、そして県立学校等へその計画を通知することとしております。これらの動きについては、県立学校長・事務長会、また市町村教育長会議等の機会を活用しまして、既に周知、協力依頼しているところでございます。

続きまして、19ページを御覧ください。そのほか、（2）及び（3）の学校が担う業務等の削減・効率化、事務作業等支援のためのサポート人材の配置、教頭業務を支援する人材の配置拡充、続いて（4）のとおり、好事例の収集及び積極的な情報発信、管理職への直接的な働きかけなどに取り組みながら、働き方改革を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○田中委員長

登城学校教育課長。

○登城学校教育課長

20ページを御覧ください。令和8年度島根県公立高等学校入学者選抜について報告します。

1、各学校の選抜実施方法等です。昨年度から入学者選抜は、（1）特色入学者選抜、（2）一般選抜、第2次募集と大きく2つの選抜により行っております。このうち、特色入学者選抜には、中学校等の校長の推薦を必要とせず、求める生徒像に基づき、各高校が

定める要件を満たす者、学力検査、作文、または小論文、プレゼンテーション、実技などから2つ以上の検査方法を採用して選抜する総合入学者選抜。島根かみあり国スポーツ強化指定校が指定競技においてスポーツに優れた資質や能力を有する者を選抜するスポーツ推進指定校入学者選抜。飯南高校、吉賀高校において連携中学校生徒を対象に選抜する中高一貫校に係る入学者選抜がございます。（1）特色入学者選抜のうち、①総合入学者選抜、スポーツ推進指定校入学者選抜については、22ページの別表1において募集人員、選抜方法等について一覧にしております。②中高一貫校（連携型）に係る入学者選抜においては、表で示したとおりです。（2）一般選抜、第2次募集については、23ページの別表2において個人調査報告書と学力検査の比率等及び第2次募集について一覧にしております。

2、昨年度からの変更点です。（1）特色入学者選抜にうち①総合入学者選抜について、1つ目のポツ、募集人員に変更がある学校、学科が表にありますように5校ございます。対象の学校は、求める生徒像に合致する出願者を確実に選抜できるようにするために、募集人員を拡大しました。2つ目のポツ、選抜方法に変更がある学校が、表にありますように9校ございます。傾向として面接等により生徒の多様な資質能力を評価すると同時に、例えば高校で学ぶたびに必要な学力を図るために、学力検査を新たに採用した高校が増えました。21ページを御覧ください。出願の要件に変更がある学校が、表にありますように7校ございます。例えば、課外活動や情報活用のように、求める生徒像を意識して名称を変更したり、出願に際して選びやすい要件を追加したりするなどして、各校が見直した内容になっております。②スポーツ推進指定校入学者選抜については、指定から外れる競技及び学校が1競技1校ありました。（2）一般選抜の選抜方法及び（3）第2次募集の選抜方法等について、昨年度から変更がある学校が1校ありました。（4）長期欠席者等に配慮した選抜方式については全日制、定時制課程の全ての学科において導入します。

3、今後の予定です。今年度から転入学・編入学を除く全ての新入学の出願においてインターネット出願を導入します。インターネット出願は出願期間内であれば24時間いつでも出願手続が可能となり、受検料の支払いもクレジットカード払いやATM、電子マネーによる支払いなど、多様な決済方法に対応しており、利便性が大幅に向上することが期待できます。このインターネット出願に関する説明会を、今月から高校・中学校を対象に順次進めてまいります。以上です。

続いて、24ページを御覧ください。令和8年3月高校卒業予定者の8月末時点における進路希望状況について御報告します。この報告は、県立、松江市立、私立高校の全日制、並びに県立の定時制の状況となります。

1、進路希望状況等についてです。全体の傾向としては、おおむね昨年度と同様となっております。令和7年度の卒業予定者数は5,371人で、前年同時期に比べ54人の減です。そのうち、進学希望者数は4,234人で、卒業者全体に占める割合の78.8%となります。また、進学希望者のうち県内外の内訳については、昨年度より調査をしておりますが、県内進学希望者数は1,219人で、昨年度比40人の減、進学希望者に占める割合としては0.6ポイント減少しております。次に、就職希望者数は1,115人で、卒業者全体に占める割合の20.8%となります。就職希望者のうち県内就職希望者数は839人で、昨年から11人の減、就職希望者に占める割合としては0.7ポイント減と

なります。また、進学・就職がまだ定まってなく、未定となっている生徒が22人となっております。参考としております2つ目の表、こちらは8月末時点で県立高校で受け付けた求人企業数についてですが、県内・県外企業ともに近年増加しております。

次に、2、進路希望・進路指導の傾向を御覧ください。こちらは学校へ聞き取りを行った状況となります。（1）進学希望について、特別選抜など年内での受験を志望する生徒が増える傾向にあり、県内大学の特別選抜を志望する生徒もおります。次に、（2）就職希望の状況です。先ほども申し上げたとおり、求人数が多くなっておりますため、生徒の選択肢が広がっていることになります。また、生徒が希望する企業の傾向については、県内企業・県外企業にかかわらず、賃金水準や福利厚生の充実を重視しており、結果として大手企業を希望する生徒が多い傾向があるということです。そして、応募前企業見学については、協力的な企業が多く、確実に実施できております。

25ページをお願いします。ここからは就職に関する内容でございます。3、新規高等学校卒業者の就職に係るスケジュールです。例年どおりのスケジュールとなっておりますが、表記載のとおり先月16日から各企業による採用選考がはじまっており、既に内定を得た生徒もおります。なお、採用選考において不適切な事案が起きた場合は、生徒へのケアを行うとともに、学校・島根労働局・商工労働部と連携して適切に対応してまいります。次に、墨付き括弧参考として、島根労働局の資料から新規高等学校卒業者の求人等の状況について抜粋して記載しております。県内の7月末現在の新規高等学校卒業者の求人倍率は3.07倍で、昨年同時期よりも上昇しており、島根労働局によると7月末時点の求人倍率としては統計が残っている平成7年度以降、過去最高値とのことであり、昨今の人手不足の状況が表れているとのことでした。また、産業別に見ますと、建設業の求人者数増加が顕著であり、要因を島根労働局に聞き取りをしたところ、大卒や中途採用での応募が少なく人手不足の状況であり、人材教育を行いやすい高卒者の採用を計画している企業や、昨年充足されなかつた人数を上乗せするなどにより、昨年と比べ約100人の求人を増やした企業があったとのことでした。続いて、地区別に見ると松江地区の求人数が増加しておりますが、こちらも先ほど御説明しました建設業で求人数を増やした企業の影響であるとのことでした。今後も生徒一人一人が自身のキャリアを踏まえ、進学・就職にかかわらず進路希望を実現できるように取り組んでまいります。以上になります。

○田中委員長

椿義務教育推進室長。

○椿義務教育推進室長

令和7年度全国学力・学習状況調査の結果概要について報告いたします。ポイントのみ説明いたします。26ページを御覧ください。I、調査の概要について。対象は2、（1）小学校6年生、中学校3年生に相当する全児童生徒です。3、調査実施日は4月17日です。オンラインで回答するものは一定の期間が設けてあります。27ページ、4、調査事項について、（1）のアの（ア）教科に関する調査は、国語、算数、数学、理科が行われました。中学校理科に関しては1人1台端末を用いたオンライン方式で行われました。28ページの2、公表結果に関する留意事項です。今回、中学校理科については、IRT（項目反応理論）という方式に変更されております。100点満点の得点ではなく、500を基準とするIRTスコアで表示され、個人の結果は5段階のIRTバンドで表示

されています。同じく28ページ、III、教科に関する調査の結果です。結果の概要を島根県と全国の正答率との比較で枠の中にまとめしております。2、各教科の平均正答率で、小・中学校ごとに教科別にまとめましたので御覧ください。文部科学省からは、平均正答率の微少な差異は実質的な学力面の違いを示すものではないため、都道府県、指定都市別の結果は小数点以下を四捨五入した整数値で提供されています。なお、プラス・マイナス2ポイントまでの差は有意な差でないと捉えています。29ページに経年変化をまとめています。理科についてはIRTスコアに変更になりましたので、今年度の結果のみ載せております。全国の平均正答率と比較すると、全ての教科調査において差はマイナスです。調査形式や問題の内容が異なりますので、単純な比較をすることはできませんが、昨年度との比較では中学校数学のみ全国との差がやや小さく、そのほかについては全国との差はやや広がっています。

30ページを御覧ください。ここから、教科ごとに状況をまとめています。このページの小学校国語を使って資料のつくりを説明します。中学校理科のみ資料のつくりが異なります。はじめに、これまでの課題をA、Bで記載、次に、本調査の状況として黒ポツで結果の概要、白丸数字で成果、黒丸数字で課題を記載しています。黒丸数字1、2の記載の後にAと記載しているのは、これまでの課題に記載のAがこのたびも引き続き課題であることを意味します。1の正答数分布グラフは、正答数とその人数の割合を図示したもので、棒グラフが島根県のデータ、折れ線が全国のデータです。左のグラフが今回の結果で、グラフの一番左が正解数0問、右ほど正解数が1問ずつ増え、一番右が正解数14問で全問正解となります。2には、分類・区分別集計結果で、全国との差が2ポイント未満の内容に横棒、2ポイント以上下回っている内容に三角を表示しています。3には、成果が見られる問題と課題のある問題を2問ずつ載せています。まず、小学校国語です。県平均正答率は全国より2.8ポイント下回っています。資料には記載しておりませんが、よいこととして、全ての問題において無回答率が全国値より低く、粘り強く取り組む姿勢が見られます。次に、31ページ、小学校算数を御覧ください。県平均正答率が55%であり、全国を3ポイント下回っています。全ての領域において全国を2ポイント以上下回っており、特に変化と関係の領域に大きな差があります。続いて、32ページ、小学校理科です。県平均正答率は56%であり、全国平均並みです。エネルギーの領域は全国を下回っていますが、その他の3領域は全国並みです。33ページ、中学校国語です。県平均正答率は53%であり、全国並みです。事項領域別に見ても全国並みです。34ページ、中学校数学です。県平均正答率は46%であり、全国平均を2.3ポイント下回っています。高正答率者が少なく、低正答率者が多い状況です。データの活用領域は全国平均並みであり、昨年度から改善が見られます。数と式、図形、関数領域は全国平均を下回っており、引き続き課題が見られます。35ページ、中学校理科です。中学校理科は1にIRTバンド分布グラフとバンド分布比較、2に成果と課題を、公開問題の中から探究の過程に沿って示し、学習指導要領で示す育成すべき資質、能力の一つである知識、技能について課題が見られたため載せております。県の平均IRTスコアは494です。全国503に対する9ポイント差は、おおむね全国並みと捉えております。IRTバンド分布グラフは全国と比較すると1の割合は低いです。また、2、3の割合が高く、4と5の割合が低いです。

続いて、36ページ、質問による調査の状況を報告します。質問調査では、参加した全

ての児童生徒と学校の校長が質問に回答しています。その結果から、学習への取組の状況を把握するものです。質問調査について、昨年度まではしまねの学力育成推進プランの3つ柱であった、授業の質の充実、家庭学習の充実、地域に関わる学習の充実の視点で分析を行っておりました。今年度からは第2期しまねの学力育成推進プランを実行しているため、分析の視点を変更しております。この後は第2期プランと省略いたします。今年度から分析の視点となるのは、第2期プランに示している5つの目標、36ページと37ページにまたがって、(1)から(5)に記載している項目となります。今年度については第2期プラン初年度になりますので、現状と課題を把握することを主眼にまとめております。36ページからの実線枠内には昨年度の同じ質問や全国値と比較した状況をまとめております。38ページからの棒グラフの色は2種類あり、青色の棒グラフは児童生徒への質問、緑色の棒グラフは学校への質問となっており、質問への肯定的な回答の割合を5年分経年で並べています。質問項目によっては毎年ないものもあるため、棒グラフが5つ並んでいないものも、項目によってはございます。それでは、38ページのグラフのほうで説明します。①から39ページの④は、(1)基礎学力を育成する授業づくりの推進に関するグラフです。グラフの1、2を御覧ください。昨年度と比較して全国も県も肯定的な回答の割合は低くなっています。児童の国語の勉強は好きだと生徒の数学の勉強が好きだは全国並みとなっています。続きまして39ページ、グラフの⑤と⑥、それから40ページの⑦は、(2)学習習慣の基盤を育む授業づくりの推進に関するグラフです。グラフ⑤について、小学校、中学校ともに全国値との差は大きいものの、経年で見ると例年8割程度の値であり、今回も同様の結果となっております。グラフ⑥について、こちらも全国値との差が大きいですが、昨年度と比較すると肯定的な回答の割合が上昇しております。40ページ、グラフの⑦について、経年で見ると児童生徒ともに肯定的な回答の割合は例年並みですが、生徒を同一集団で見た場合、令和4年度の小学6年生の値が73.8であるのに対し、今年度の中学生の値が78.5となっており、4.7ポイント上昇しております。続きまして、グラフ⑧、⑨は(3)幼・小・中・高の学びをつなぐ保育・授業づくりの推進に関するグラフです。この目標においては、校種を問わず子どもたちが自ら問いを立て、課題を解決する楽しさを味わう経験を積み重ねることを通して、自分のよさや可能性を感じるとともに、学びへの意欲や粘り強さ、探求心を伸ばす保育・授業を目指しております。このように、保育・授業においては、探究の過程を重視することから、総合的な学習の時間に関する質問を取り上げております。グラフ⑧、⑨のそれぞれの結果からは、学校質問においてはおよそ9割、児童生徒質問においてはおよそ8割の肯定的回答があることが分かります。続きまして、グラフ⑩、41ページのグラフ⑪は、4、ICTを効果的に活用した授業づくりの推進に関するグラフです。グラフ⑩、⑪は質問に対してほぼ毎日と回答した割合が示されています。それぞれの結果から、全国値を大きく下回っているのが現状です。しかし、島根県のみで経年比較すると、昨年度から今年度にかけて大幅に増加していることが分かります。授業においてICT機器を積極的に活用しようとする意識が高まっているといえます。最後に、グラフ⑫、⑬は(5)多様な子どもの主体的な学びを支える授業づくりの推進に関するグラフです。グラフ⑫、⑬とも8割以上が肯定的な回答をしています。

42ページを御覧ください。最後に、今後の取組です。1として、第2期プランの令和7年度重点アクションとの関連で、市町村教委との連携で取り組むことを、2に県教委の

取組を記載しております。特に2の3ポツ目に記載しております、小学校理数教科指導力向上プロジェクト、4ポツ目のたつじんテストに関しては、今年度からの取組で動きはじめております。各学校の日々の授業改善につながるよう、活用の促進、好事例の横展開を図ることで、県全体で教育の質を向上させ、児童生徒の学力の育成をしてまいります。

説明は以上です。

○田中委員長

太田保健体育課長。

○太田保健体育課長（健康づくり推進室長事務取扱）

資料4 3ページを御覧ください。部活動外部指導者制度に係る謝金単価の改定について御報告いたします。このたび、島根県の最低賃金が引き上げられることを考慮し、公立中学校及び県立学校の部活動指導において、顧問教員の指導を補助する地域指導者の謝金単価を改定するものです。2の表には、現行の3種類の部活動外部指導者制度の概要を記載しております。右の欄が今回謝金単価を改定する地域指導者の概要です。ほかの指導員との大きな違いは、単独での指導はできず、顧問教員と一緒に指導するということで、任用形態は有償ボランティアとなります。左の欄の部活動指導員は、教員に代わって単独で指導や引率ができるもので、任用形態は会計年度任用職員となります。中学校については国の補助が入っております。真ん中の欄の地域連携指導員は、昨年度から県独自に新設したものです。任用形態は、部活動指導員と同様に会計年度任用職員で、部活動指導員と同様、単独で指導ができますが、顧問の役割は担わない、引率は基本複数で行うなど、配置要件において部活動指導員よりもハードルを下げております。これは、地域指導者から地域連携指導員、さらには部活動指導員へと段階的な指導者の育成を図るためにこのようにしております。部活動指導員の報酬単価は、国の定めた補助単価どおり時間当たり1,600円としており、地域連携指導員は部活動指導員との業務内容を比較して時間当たり1,300円しております。この2つの区分の報酬単価は、引上げ後の最低賃金を上回っており、また現時点では国から補助単価の引上げは示されておりませんので、単価の改定は予定しておりませんが、今後、国の予算の状況等を注視してまいります。地域指導者の謝金の改定内容は3に記載しております。現在、時間当たり1,000円としておりますところ、最低賃金改訂後の1,033円を下回らないように、1,050円に引き上げるもので。なお、この額は居住地から指導場所までの距離が15キロを超えるものに対して上乗せしている通勤手当相当の100円を除く額です。改定額の適用日は、最低賃金の効力発生日となる今年11月17日とします。

続いて、資料4 4ページを御覧ください。令和7年度全国高等学校総合体育大会・全国中学校体育大会等の成績について御報告いたします。今年度の全国高等学校総合体育大会、インターハイについては、中国5県を中心に7月23日から8月20日まで開催されました。このうち、島根県での開催競技は体操競技、男子バレーボール、レスリング、フェンシング、なぎなた、カヌーの6競技で、いずれの会場においても島根県や全国の高校生による熱戦が繰り広げられ、盛況のうちに日程を終了することができました。今回のインターハイでは、多くの競技者が活躍しましたが、大会を支える側としても競技運営の補助や、広報PR活動などに県内の多くの高校生が主体的に参加し、高校生にとっても貴重な経験になると同時に大会成功の大きな原動力となりました。競技の成績について、8位以上の

入賞者を一覧にしております。公開種目を除き、全体での入賞数は26で、昨年と比べると少なくなりましたが、1、2年生の入賞が複数種目で出るなど、今後に期待が持てる結果となっております。1位の種目について紹介いたします。まず、5番のホッケーですが、横田高校の男子が高い実力を見せ、見事優勝を飾りました。次に、美郷町で行われたカヌーですが、18番の男子カナディアンフォア200メートルで、出雲農林高校が地元勢の意地を見せ、見事優勝を果たしました。現在、滋賀県で国スポが開催されておりますが、このホッケーとカヌーについては女子も含めて特に活躍が期待されております。そのほか、県内開催競技では、10番から12番のフェンシングで安来高校の村田選手が2種目で入賞、薮崎選手が5位入賞、14番のなぎなたでは出雲北陵高校の安田選手が5位入賞を果たし、地元開催のインターハイに花を添えました。次のページを御覧ください。公開種目の入賞者を掲載しております。カヌー女子カナディアンシングル500メートルでの島根中央高校植出選手の優勝をはじめ、7種目での入賞をしております。その下には、全国中学校体育大会などこの夏に開催された中学生の全国大会の入賞者を掲載しております。ホッケーの横田中学校男子の3位をはじめ、6種目で入賞をしております。5年後には島根かみあり国スポが開催されますが、地元選手の活躍につなげていけるよう、引き続き関係機関と連携して競技力向上に取り組んでまいります。

○田中委員長

横地社会教育課長。

○横地社会教育課長

46ページをお願いいたします。第49回全国高等学校総合文化祭等の成績について御報告をいたします。まず、1の全国高等学校総合文化祭でございますが、7月26日から31日にかけまして、香川県内を会場にして開催され、全国から約2万人の高校生が参加いたしました。本県からは19校166人の高校生が参加しまして、その中で優秀な成績を収めた学校、個人をまとめております。1位から3位に相当する成績はございませんでしたが、ナンバー1、演劇部門では、県立松江工業高校が優良賞を、ナンバー2、写真部門では、県立平田高校の安食真緒さんが奨励賞を、ナンバー3、放送部門のビデオメッセージ部門では県立松江工業高校が特別賞をそれぞれ受賞しております。

続いて、2の第72回NHK杯全国高校放送コンテストでございますが、7月24日に東京都内において決勝が行われました。この大会には全国で1,357校、約1万2,000人の高校生が参加し、準決勝、決勝大会には本県から7部門に7校が参加しております。この中で、優秀な成績を収めた学校、個人をまとめております。ナンバー1、創作テレビドラマ部門では、県立浜田高校が準優勝に輝きました。そのほか、ナンバー2、テレビドキュメント部門では県立松江工業高校が優良を、ナンバー3及び4の朗読部門では石見智翠館高校の三宅利穂さん、安立葉さんがそれぞれ入選を果たしております。

報告は以上でございます。

○田中委員長

説明が終わりました。

質疑等はございませんでしょうか。

須山委員。

○須山委員

教育長の挨拶でも触れられましたけども、地域指導者の単価引上げ、ありがとうございました。大幅な引上げで50円も上がって大変うれしいところでございますが、有償ボランティアということですから、そういった意味では最低賃金を上回るということの思いでの引上げだということでございますので、これは評価をしたいと思っていますが、問題はこの部活動指導員とか地域連携指導員、特にこれなぜ、この単価だというかというと、やっぱり部活動指導員のこの時間給1,600円が国の報酬単価、補助単価であるということで、これによってキャップがかかっていて、地域連携指導員とか地域指導者がこういうふうになってるんだろうと思うんですけども、これ任用形態が会計年度任用職員ということで、そこから割り出されるんでしょうが、やはり私はこの単価自体は单なるそういった職員ではなくって、それなりの能力を持った人、スポーツであれ文化活動であれ、能力のある方がこういったところについていただくということで、ある意味いわゆる部活動を地域移行を促進させるためにはやっぱここをしっかり充実をしていかなきやいけないというふうに思うんですが、今回、人事院勧告見てもやっぱり引上げがなされている中にあって、最賃もあれだけ上がるという中にあって、この報酬があまり動かない、改正されないっていうこと自体は非常に奇異を感じています。執行部の話によると、この報酬単価、今の来年度の予算においても、どうも単価的にはあまり上がりそうにないようなことを言っておられましたけども、ここはやっぱり国に対して強くここら辺を改正するということを私は要望すべきではないかなというふうに思うんですけども、そこら辺は教育委員会としてはどういうふうに考えておられますか。

○田中委員長

太田保健体育課長。

○太田保健体育課長（健康づくり推進室長事務取扱）

部活動指導員の単価についてお答えします。おっしゃるとおり、部活動指導員の単価については、国の補助単価を使っておりまして1,600円ということになっています。現在のところ、国の来年度の予算において改定がないということで、今のところ改定をする予定はありませんが、国に対して今要望しておりますのが、こういった地域の部活動指導員などの指導者を増やしていくことが必要であるということです。今現在、中学生について補助がついておりますが、これを高校生、高校に範囲を拡大して補助を受けるようにという要望を続けてやっております。この補助単価の改定については、今後も国の状況を注視しながらそういうことも考えていきたいと思っております。以上です。

○田中委員長

須山委員。

○須山委員

指導員を増やしたい、高校が10分の10、県が出しているわけですから、そういうところに向けても当然補助をしてほしいってこれは当然の要望なんですけど、やっぱり併せて単価の引上げをしっかりしていくということを、やっぱり要望していかないと、注視をしていくって、結局は国の対応自体がちぐはぐ、あれだけ他では上げといてここは変わらないですよという国のアンバランスさを非常に感じるんで、そういったところをしっかり文部科学省、スポーツ庁、文化庁になると思いますけども、そういったところがしっかり認識をしてここを上げていくということをやってくれないと、幾らたってもこの地域ボラン

ティアっていうのは、人が集まらなくて魅力のないものになってしまうんではないかというふうに思いますんで、ぜひとも国に対して要望していただきたいと思いますが、いかがですか。

○田中委員長

太田保健体育課長。

○太田保健体育課長（健康づくり推進室長事務取扱）

ご指摘は承りました。考えておきたいと思います。ありがとうございます。

○田中委員長

須山委員。

○須山委員

それと、働き方改革とか学力調査の関係については今日大分説明がありましたんで、かなりボリュームがあったので、今日は逐一言いませんが、やはりちょっとまだまだいろんな面でやるべきことあるのかなというふうに感じましたので、また次回のときに。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

教えてほしいんですけども、働き方改革の進捗状況について、要は時間外労働時間が減ってきたっていうことは如実に分かりましたけども、その目的の中に教育の質の向上を図るということがあったと思うんですけど、そういうことは一切触れてないような気がするんだけど、それはどういう具合に測っているんですか、教育の質の向上。ただ時間が少なくなった、業務の効率がよくなつた、ではなくて、何というかな、教えてもらう側からすれば質の向上って非常に大事だと思うんですよね。そのところ、どう測っているのか。どういう感じなのか。そもそも論で申し訳ないが、ちょっと教えてほしいと思うんですけど。

○田中委員長

山本働き方改革推進室長。

○山本働き方改革推進室長

教育の質についてですけども、実際に今の業務量管理を進めていく中で、生活時点、行事の見直しをしております。そのときには、やはり機械的に削減するだけではなくて、どのような効果で何のためにそのことをやっているのか、それを削減することによってほかに代わるものがないかということで、そういった教育の質の担保をしながら、効果を下げずに実際に展開をしています。実際にはそういった空いた時間で子どもたちに向き合う時間の確保であったりとか、教職員が空いた時間で今までできなかつた教材研究を勤務時間内で行ったりとか、研究協議を行ったりとか、そういったことが子どもたちにとって今まで以上にといいますか、授業の中で分かる楽しい授業の展開だったり、そういったところにつながっていると思っております。ただ、それを具体的に今度は測るっていうことになると、なかなか難しいことがございまして、それぞれの指標であったりとかを見ていかないといけないと思っています。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

分かるんですよ、私が言いたかったのは、要するに働き方改革で、ただ先生方の負担が少なくなつて楽なだけじゃ駄目なんで、そういう意味でもしっかりと質の向上というのをやっぱり担保してもらうということ大事なんで、今おっしゃったとおりなんんですけど、そのことちょっと聞きたかったんですよ。そこは全然触れられてないから、できればちょっとでも触れていただいたほうが我々としてみればいいんじゃないかなということ。まあ要望ですから、答えはいいです。

○田中委員長

いいですか。中島委員。

○中島委員

教育長からあれば。

○田中委員長

野津教育長。

○野津教育長

昨年、小学校、中学校を回つて現場で校長とよく話をして、働き方改革の話、あれはどうやって省略化できるか、何が省けるかとか、1校1校時間をかけて話しました。そのときに、やはり校長もちゃんと意識を持っていて、さっき働き方改革推進室長が説明しましたように、教員が楽になるだけじゃなくて、どうやつたら子どもに向かい合える時間をつくるのか、それが直接向かい合つたり、あるいは例えば日記を出してもらって何かコメントを書く時間だったり、あるいは分かりやすい授業の研究をすると。こういったことで、子どもに返したいという気持ちは皆持つておりました。ですので、働き方改革は子どもと向き合う時間をしっかりと確保するためにやるんだというその前提、その目的は、県内においても決して失われていないことは現場で確認しております。またそういったこともこれから表現をしていきたいと思います。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

しつこいようで申し訳ない、ありがとうございました。もう一つ聞きたかったのは、業務の効率化、儀礼的なものを廃止する、とかいうと私が県会議員として、学校に出向くっていうのは、こういった委員会で行くときとそれから入学式、卒業式とか、そんなときに学校現場に触れるんですけど、高等学校は呼んでいただけるんですよ、小・中学校は一般の人と一緒に、特別扱いしてほしいとは言いませんが、ただ、時々呼んでもらわないと、実態をわざわざ教えてくれってわけにいかないので、私にとっては非常に貴重な時間だったんですよ。そういう意味で、それを全部廃止するというようなことじゃなくて、何らかの形で、と思うんですが。

○田中委員長

野津教育長。

○野津教育長

議会が終わるたびに市町村の教育長と会合を持っております。そういうお話をぜひ紹介しながら、やはり、様々な方に見ていただくということは、今の学校にとても大事なこ

とです。学校運営協議会のような常設の外部の方の意見を聞く機関を持つようになったというのはそういう意味で、大事なことだということでございます。学校に関心のある、評議会、委員会のメンバーだけじゃなくて、学校の運営に、特に地域の義務教育の学校については、関心のある方もたくさんおられますので、ぜひそういったお声がけを折々にしてはどうかという話を今度させていただきたいと思います。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

すみません、ありがとうございました。

○田中委員長

ほかにございませんでしょうか。

生越委員。

○生越委員

ちょっとここの中で話していいかどうか迷ったんですが、高校の定員などが悪いっていうんじゃないんですが、私は出身が大田市ですから大田高校と邇摩高校があるんですが、ここ何年間か定員が満たされたことありませんし、入学式に行くたびにちょっと寂しい思いしているんですが、昨年、大社高校なんかが非常に大活躍をなさって、野球ですよ、野球だけにこだわるわけじゃありませんが、高校生がいろんな競技でカヌーだとかいろいろ頑張ってますよね。非常にそれを奨励するようなことを皆さんおっしゃるわけだが、この五、六年見ていると大田市内の中学生、日本一に2回なってるんですね、野球で。それをそっくりみんな大田高校か邇摩高校にそっくり行けば、あの真紅の旗を持って帰るんじゃないかなって私は気がしていて、そういうことが実現すれば、高校の魅力化という位置づけから言っても、日本全国からあの学校行ってみたいと思われる学校になるんじやないかという気がするんですが、近年見ていますと、今年も大分の明豊高校のキャプテンは大田の子ですよ、去年の土佐、明徳義塾の4番バッターは大田の子ですよ、ジャイアンツに入りましたけど、みんな全国で頑張ってるんですよね、もったいないなど。特に国体などではあちこちからいろんな選手集めてこられる努力をしておいでになる中で、県内の子どもたちを非常に言葉が悪いんですけど、囲い込めば、ここに持つていけば、そういう名をはせてくれるような活躍をしてくれるような気がするんです。私、大田高校の校長には話したことあるんですが、結構勉強の苦手な子が多くて、一生懸命やってますから、それを親が大田高校へ行かせたらって言ったら、いや、ちょっとうちの子、勉強が苦手でしてっていう話もあったり、中には特別に優秀な子は理数科なんか行ったりする子もいるんですが、個人差もあるので、県内いろんなところ散らばるんですね、大社高校も2人いました。あちこちにちらほらいるんですね、そこら辺りで特別枠という言い方はおかしいですが、定員割れしているわけですから、大田高校は3クラス、普通科で1クラスぐらいそういった方々が集えるような教室つくったらどうかなと思ったり、邇摩高校もそうですが、定員があれだけ割れている中で、選抜で試験だからしようがないです、と言っているような場合じゃないじゃないだろうか、それよりも高校の魅力化ということを選んで、その人たちにとっての大変な経験になると思うんですね。私、長男が大社高校行ってたんですけど、そのときの友達なんていうのは、陸上で頑張った子が全て早稲田大学へ入学しています、4

人。来てくれというわけです。上の学校行きたいというなら、そういうとこからでも声がかかるような子どもたちが育つ機会ができるのではないかという気もするんですが、その人たち野球が好きで実際に行っているんですよね、開星にもいました。石見智翠館にもいます。みんな野球やっているんですよ、もったいないなと、大田高校か邇摩高校でやつたら大田市に真紅の優勝旗を、という気がしてならんのですが、ちょっと専門外の話として申し訳ないですが、感想をちょっと教えていただけたら、これからのお取組の足しにしたいと思います。

○田中委員長

野津教育長。

○野津教育長

大田で優勝した子どもたちが以前、私のところに表敬訪問してくれたことがありまして、話をそのとき、私も聞いてみたんです。高校どこ行くって聞いたら、みんなあっちこっちって言うので、みんなで大田高校行ってみない、そうしたらみんなでまた一緒にできるよって言ったんですけど、聞く耳持ってもらえなかつた経験はございます。おっしゃるように、野球のジュニアが強いところは、間違いなく実績が単発ではなくて実績あるな、間違いないということでございまして、またそういった話、大田高校の校長等と話してみたいと思います。

○田中委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○田中委員長

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、教育委員会全般に関しまして委員の皆様から何かありましたらお願ひいたします。

多々納委員。

○多々納委員

いろいろありがとうございました。1点だけちょっとお聞かせいただきたいんですけども、不登校に関する事なんんですけども、ここ近年、非常に不登校児が県内も増えている中で、先般ちょっと島根医科大学の80周年記念のときもちょっと話があつたんですよ、出雲が突出しているねという話も聞きました。ただ、これも一喜一憂してはいかんと思うんですけども、その背景の中に近年、親御さんがあまりこの不登校に対する抵抗感がなくなっているということやら、あるいは一方で居場所が増えてきているということも含めて、相対的にその不登校児が増えているということではないんじやないかなという、そんな感じも受けるんですが、その実態、どのように分析しておられるのか、少しちょっとお聞かせいただければと思いますが。

○田中委員長

高倉管理監。

○高倉管理監（子ども安全支援室長事務取扱）

実態につきましては、全国的な傾向も同様ですが、島根県内で小中学生の不登校児童生

徒数というのは増加傾向にございます。これは昨年度の調査までしかまだ公表されていませんけれども、8年連続で増加ということでございます。したがいまして、子どもたちを取り巻く環境というのは、多様な背景がございます。各学校が工夫をしながら今、不登校支援に取り組んでいるということでございます。

○田中委員長

多々納委員。

○多々納委員

そういう状況の中で、今、申し上げましたように、親御さんが近年そういった不登校に對してあまり意識が変わってきているといいますか、不登校にそこまで抵抗がなくなっているというような話を聞くんですが、実際そういうお話があつたり、あるいはその居場所、従来子どもさんたちが居場所がない状況で学校に通っていたんだけども、結局居場所ができたからそちらのほうに行かれて、それが不登校になっているという背景もあるのかなと思ったんですけど、ちょっとそのあたりを。

○田中委員長

高倉管理監。

○高倉管理監（子ども安全支援室長事務取扱）

このことに関しましては、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、いわゆる教育機会確保法というのがございます。この基本理念にありますとおり、保護者さんが子どもに対して休養の必要性というのを認識するようになりますと、無理に背中を押さないような風潮が今あると。学校もこの立法趣旨に従って無理に学校にということではなくて、主体的に進路を実現できるような、社会的な自立を目標とするということに取り組んでいるというところでございます。ですので、その学校だけではなくて、まずは教育機会を確保することを考えることですので、フリースクール等の民間機関との連携、あるいは市町村が設置しております教育支援センターという不登校児童生徒が学校以外に通える施設がありますけれども、そういったところを活用しながら居場所でありますとか、学習機会の確保につなげていくという現状がございます。

○田中委員長

多々納委員。

○多々納委員

ありがとうございます。数字だけが独り歩きしてしまうということがありますので、そこら辺また説明をうまく実態を説明していただくことが非常に重要なと思いました。よろしくお願ひします。

○田中委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○田中委員長

それでは、以上で教育委員会所管事項の審査及び調査を終了いたします。執行部の皆様はお疲れさまでした。

ここで、休憩を取りたいと思います。再開を14時40分からといたしますので、よろ

しくお願ひいたします。

[休 憇]

○田中委員長

それでは、委員会を再開いたします。

これより、警察本部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、警察本部長の挨拶を受けます。

中村警察本部長。

○中村警察本部長

田中委員長、岡崎副委員長をはじめ、委員の皆様方におかれましては警察業務の各般にわたり、御理解、御支援を賜り、厚く御礼を申し上げたいと思います。本日は、条例案1件、予算案1件を御審議いただきますとともに、県警察からは生活実態を基にした救済等の制度における同性パートナーの取扱いについてと、特殊詐欺等の現状と対策につきまして御報告をいたします。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○田中委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託されました警察本部に係る議案は、条例案1件、予算案1件でございます。

はじめに、条例案の審査を行います。

第117号議案のうち関係分について執行部から説明をお願ひいたします。

横瀬警務部長。

○横瀬警務部長

それでは、第117号議案、使用料及び手数料の額の改定等に関する条例（警察関係分）案につきまして御説明いたします。お手元の説明資料を御覧ください。今回の改正は島根県全体の使用料、手数料の一斉見直しに伴うものでございまして、対象条例を取りまとめた改定条例について第117号議案として全員協議会において、総務部長より御説明させていただいておりますが、本日は警察本部関係分について御説明いたします。

まず、改正の経緯でございますが、資料の1、改正の趣旨に記載のとおり、労務費、物価上昇を踏まえて受益者負担の適正化を図る目的で、県全体で見直しが実施されたものでございます。島根県における手数料の見直しは、県の情勢を踏まえ適宜実施されるものでございまして、今年度は具体的な見直し基準として、令和2年度を基準として県職員給与改定率と消費者物価指数が共に5%を超える上昇が確認されたため、一斉の見直し作業が行われました。県警の積算により単価が決定されている手数料については、2の改正対象条例の警察に関する手数料条例で定めております。

今回、見直し作業指示に基づきまして、最新の入件費及び物件費を用いて再計算を実施しましたところ、3の改正項目の（1）手数料の額の見直しに記載のとおり、3つの手数料について増額の見込みとなりました。道路資料の許可申請手数料が2,250円から2,400円へ、自動車保管場所の証明手数料が2,110円から2,370円に、遺失の届出などに関する警察証明手数料が700円から740円へ変更見込みとなりました。

次に、今回の一斉見直しに合わせて、（2）その他のその他項目の廃止として、パーキングチケットの発給手数料を廃止しております。当県では平成15年に時間制限駐車区域

規制及びパーキングチケット発給設備を廃止しておりましたが、条例上は手数料の納付に関する条項が残っておりましたので、今回の改正に併せて削除するものでございます。

最後になりますが、条例の施行期日につきましては令和8年4月1日を予定しております。経過措置により、令和8年3月31日までに申請した場合の手数料については、改正前の金額が適用されます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○田中委員長

説明が終わりました。

質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第117号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第117号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、予算案の審査を行います。

第100号議案のうち関係分について、執行部から説明をお願いいたします。

横瀬警務部長。

○横瀬警務部長

それでは、第100号議案、令和7年度島根県一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明いたします。お手元の資料、令和7年度警察関係9月補正予算（第3号）説明資料を御覧ください。警察関係予算として、総額3,227万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。資料に基づきまして、補正予算の内容について御説明いたします。

まず、一般職給与費について、資料中段の警察本部費の欄を御覧ください。本年度当初予算では、令和6年12月1日時点の人員の給与等を基に年間所要額を算出しておりましたが、本補正予算では本年7月1日時点の人員の給与等により精査を行った結果、1億247万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、交通安全施設整備事業費について、資料下段の下の欄の警察活動費の欄を御覧ください。本補正予算では交通安全施設整備事業費として、2つの事業に係る予算について、合計で1億3,474万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

1つ目は、島根半島震災対策事業でございます。本事業は、能登半島地震において半島部の脆弱性が明らかになったことを踏まえまして、島根県として島根半島部の道路の改良やのり面、落石対策等を令和7年度から令和16年度までの10年間の計画で実施するものであります。警察においては、地震災害発生時に交通信号柱の倒壊などにより救助、救援活動に支障が生じないよう、松江市の橋北エリア及び出雲市の県道161号線以北の老朽交通信号柱の更新を10年間で100本程度実施する予定としておりまして、総事業費

は概算で3億6,300万円程度を見込んでおります。このうち、本補正予算では松江市の5つの交差点で14本の更新を行うために5,179万2,000円を計上しております。

2つ目は、道路標示修繕事業であります。本事業は、NHK連続テレビ小説「ばけばけ」の放送等を契機に県外からの観光客等の増加が見込まれることから、道路の安全対策のため松江城及び出雲大社周辺の交通量の多い道路について、摩耗により見えにくくなつた横断歩道など、道路標示の修繕を実施するための予算を増額するものであります、8,295万5,000円を計上しております。

なお、本事業は県土木部や松江市、出雲市などの道路管理課と警察が連携し、道路標示の修繕と合わせて道路の舗装、区画線の修繕も同時に施工することとしております。

令和7年度9月補正予算の内容につきましては以上のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○田中委員長

説明が終わりました。

質疑等はございませんか。

福井委員。

○福井委員

御説明ありがとうございました。先ほど警察活動費の補正予算で道路標示修繕事業、予算を確保される、大変いいことだと思っております。これまで度々この委員会出ておりますように、横断歩道が消えているとか、非常にもっと、我々委員からももっと予算を取ればいいのではないかという話があったと思いますけども、新聞報道等もあるように、道路管理者と連携しながらっていうことも出ておりますので、この補正予算もいいと思いますが、今後も機会あるごとに財政当局に要求をされて、少しでも県民の安全のため、我々が、また来県される方の安全のためにもう少し予算を、我々も頑張りますが、取って頑張っていただけるように事業を迅速に実施していただければと思うところでございますけども、何か決意があれば一言お願ひします。

○田中委員長

伊藤交通部長。

○伊藤交通部長

福井委員の御質問に対してお答えします。先ほど申し上げられたとおりでございまして、今回の補正予算での修繕は観光地対策ということで、事業量を増やして修繕するものであります、これまでやってきたほかの修繕箇所の影響はございません。ですので、引き続きこれまで申し上げてきておりましたが、優先順位をつけながら、厳しい財政状況ではありますけれども、順次補修をして対応していく所存でございます。よろしくお願ひします。

○田中委員長

福井委員。

○福井委員

ありがとうございます。ただ、これまでほかの委員も申し上げるように、どうも予算の取り方が、失礼だけど、上手ではないというようなことも感じておりますので、しっ

かりと要求をされたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。答弁は結構です。

○田中委員長

多々納委員。

○多々納委員

少し関連してになりますけれども、福井委員が先ほどおっしゃったように、私も横断歩道の設置につきましては要望させていただいた経緯もございまして、この予算につきまして本当にできるだけ拡充していただきたいなというのがございます。今回、そういった意味では非常に予算計上していただいてよかったです、あわせて、信号機なんですが、かなり県内、設置要望が多いと思うんです。特に周期信号っていうのはなかなか設置まで時間が非常にかかるって、要望してから何年かかるというのがこれまでよく聞かされている状況なんですが、実際に今、県内に信号機の設置要望っていうのはどのくらい出ているものなのか、そういう状況を少し、1機つけると何千万円みたいな話を聞きますけれども、そこら辺の状況も踏まえ、何か少しお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○田中委員長

伊藤交通部長。

○伊藤交通部長

信号機の要望ですけども、これまでの状況を見ますと令和6年中で要望が大体85件ぐらいございます。あと、なかなか要望どおりいかない、当然設置基準等を現場で調査しながらやっているということで、要望っていうのはそれぐらいの数があるということです。

○田中委員長

多々納委員。

○多々納委員

ありがとうございます。周期信号だけでそのぐらいっていうことになるんでしょうか。全部ですね。先ほど申し上げた1機つけるのに数千万円みたいな話を聞きますけども。これがコスト的にどうかといわれると、私も分からんんですけども、もう少しコストを下げて、信号機自体がつくれないのかなと時々思うんです。そこら辺、少し工夫があってもいいのかなということをちょっと、申し訳ない、非常に素人考えであるものですから、またそこら辺も検討課題かなというふうに私は正直申し上げると思ったところなんですが、一つ、そこも併せてお願いしたいなと。

それと、もう1点申し訳ないです、これは本当に素人みたいな話で恐縮、これがよく聞かれるんです。何とここの交差点の信号機の時間、青信号の時間って何でこんなに短いがねとか、矢印信号は出るんだけど、あっという間に変わっちゃうんだけど、これ渋滞が全然解消できないよね、とかいう話をよく聞きます。交通量なんかを見ながら、ああいう周期信号、特に信号機の時間配分とか、どのように設定されてるのかなというのを聞かれたとき、私もなかなか答えられないものですから、少しお聞かせいただければと思います。

○田中委員長

伊藤交通部長。

○伊藤交通部長

それにつきましては、うちの警察官の担当者が現地で調査をして、通常十字路としますと、そこの渋滞状況、そういうのを勘案しながら信号の周期を設定して、必要であればまた見直していくということで、そういう御意見がありましたらどんどん吸い上げて、現場でまた調査をしてやっていくというのを今やっております。

○田中委員長

多々納委員。

○多々納委員

よく分かりました。私、個人的にも少し感じる箇所がございましたので、また別のときに。

○田中委員長

ほかにございませんか。

福田委員。

○福田委員

運転免許を取得する場合に筆記試験というのがあると思いますが、1回でパスをする確率は、今頃はどれぐらいなんですか。何か、この間、受験した人が半分落ちたって言うんですね。それで、何が原因、どこかの教え方が悪いのか、勉強しないのか、落ちるということは相当、あんまり昔は考えられなかつたっていうのも、半分落ちるというんですね。本当、雑なことを聞いて恐縮ですけれども。

○田中委員長

福田委員、補正予算の関係でございまして、その他のところで後ほど答弁を。

後ほどその他の項目でお答えいただけますか。伊藤交通部長。

○伊藤交通部長

後ほどにしますけど、今、手元に資料がございませんので、後ほど、またそのときに御回答をさせていただければ。

○田中委員長

福田委員。

○福田委員

結構です、ありがとうございます。

○田中委員長

生越委員。

○生越委員

道路標示修繕事業で大田警察署を出て、あすてらす横のアンダーを通って市役所のほうに向かいます。そのところの横断歩道のひし形の標示がありますが、あれがワンサイズ小さくなっています。この間、直したものを見ると。経費節減のために小さくされたのかとも思ったんですが、なぜでしょうか。

○田中委員長

伊藤交通部長。

○伊藤交通部長

ひし形の件につきましては、横断歩道がこの先あるよということで規制の一部なんです

けれども、規格が2つございまして、今、四輪に踏まれないためにわざと小さいサイズに、標示、場所によってはそういうふうにしています。

○田中委員長

生越委員。

○生越委員

分かりました。

○田中委員長

ほかによろしいでしょうか。

[「なし」と言う者あり]

○田中委員長

それでは、採決を行いたいと思います。

お諮りいたします。第100号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第100号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、報告事項について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

横瀬警務部長。

○横瀬警務部長

それでは、生活実態を基にした救済等の制度における同性パートナーの取扱いについて御報告をいたします。最高裁判決や、これに基づく国の動向と県の対応方針につきましては、総務部税務課から御説明のあったとおりでございますので、割愛させていただきます。

警察本部におきましては、配偶者に事実婚を含み同性パートナーも対象とすることが相当と考えられる制度が2件ございます。いずれの制度におきましても御家族、御遺族が配偶者の場合、事実婚を含めて運用しておりますが、令和6年3月26日最高裁判決を受け、同性パートナーも事実婚に含むこととして運用をしております。

まず、1件目が犯罪被害給付制度でございます。右上に資料ナンバー1と記載された資料を御覧ください。この制度は、日本国内で行われた故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた犯罪被害者の御遺族や重傷病を負ったり、後遺障がいが残った犯罪被害者に対して社会の連帯共助の精神に基づき、国が一時金として犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援を行う制度でございます。犯罪被害者等給付金には、遺族給付金、重傷病給付金、障がい給付金の3種類がございまして、このうち該当いたしますのは遺族給付金となります。遺族給付金につきましては、亡くなられた犯罪被害者の第一順位の御遺族、つまり配偶者がいらっしゃれば配偶者に対して支給されるものでございます。

続きまして、2件目ですが、犯罪被害者等に対する公費負担制度でございます。右上に

資料ナンバー2と記載された資料、こちらを御覧ください。公費負担制度でございますが、殺人・性犯罪等の重大な身体犯やひき逃げ・死亡事故等の重大な交通事故等において、犯罪被害者等の精神的被害・経済的負担を軽減するとともに、捜査活動への理解と協力を求めるため、犯罪被害者等が犯罪被害により支払わなければならない費用の一部を公費で負担するという制度でございます。同性パートナーも対象となり得る6つの公費負担につきまして、順に御説明をいたします。

まず、1つ目として、身体犯被害者等に対する公費負担でございます。こちらは殺人・傷害等の身体に直接的な被害を受けられた犯罪被害者、またはその家族、御遺族に対して診断書または死体検案書の作成費用や、犯罪被害者本人に対する初回診療の費用を負担する制度であります。このうち診断書または死体検案書の作成費用の負担が該当いたします。

続きまして、2つ目として、カウンセリング費用、精神科医等診療支援に対する公費負担がございます。これは犯罪被害者または御家族、御遺族に対して行うカウンセリング費用、精神科医の診療費用を負担する制度でございます。

続きまして、3つ目として、遺体修復に係る公費負担がございます。これは御遺族が専門的な技術を有する業者に依頼して行うものでして、司法解剖後の遺体の切開ですとか縫合の痕、その他傷痕等の修復に必要な費用を負担する制度でございます。

続きまして、4つ目として、遺体搬送に係る公費負担でございます。こちらは司法解剖後の遺体を事業者が警察署から御遺族の希望する場所へ搬送する際の費用を負担する制度でございます。

続きまして、5つ目として、ハウスクリーニングに係る公費負担でございます。こちらは犯罪被害者の自宅等が犯罪行為による血痕等で汚染された場合に、犯罪被害者または御家族、御遺族が事業者へ依頼して行うハウスクリーニングの費用を負担する制度でございます。

最後、6つ目としてですが、一時避難に係る公費負担でございます。こちらは自宅が知られているため加害者またはその関係者から危害を加えられるおそれがあるときや、犯罪行為によって自宅が汚損された、物理的に居住することが困難となったときなど、犯罪被害者または御家族、御遺族がほかの場所へ避難する必要がある場合に一時避難場所として利用する宿泊施設への宿泊費用、こちらを負担する制度でございます。

これらの制度につきましては、県警のホームページに掲載しておりますが、ほかの部の制度と併せまして、改めて本年11月1日に県のホームページで公表する予定しております。

報告は以上でございます。

○田中委員長

三浦生活安全部長。

○三浦生活安全部長

それでは、私のほうから特殊詐欺等の現状と対策について報告をさせていただきます。

まず現状ですが、お手元の資料の1を御覧ください。本年8月末現在の被害状況について、暫定値ではございますが、特殊詐欺については被害件数が66件、前年同期比でプラス22件、被害金額が約3億2,620万円、前年同期比でプラス約2億7,585万円、

SNS型投資・ロマンス詐欺につきましては、被害件数が41件、前年同期比でマイナス4件、被害金額が約3億719万円、前年同期比でマイナス約1億7,989万円となっております。これらの詐欺の被害を合わせますと、既に100件以上、6億円以上の被害が出ております。

次に、特殊詐欺被害の詳細について御説明をいたします。特殊詐欺月別被害状況のグラフを御覧ください。これにつきましては、令和6年1月から月別の被害状況を表したグラフとなります。グラフのとおり、昨年後半から、グラフで黒色の部分ですけれども、おれおれ詐欺の被害が発生はじめ、年末頃からその被害が顕著になっていることが分かります。これは他県の警察官などを名のりまして、あなたが捜査対象者になっているというような電話をかけて、LINEなどで偽警察アカウントを追加するように指示し、ビデオ通話で警察手帳や制服姿、逮捕状を見せて信用させ、事件捜査のためにお金を振り込んでほしいと振込を要求しましてお金をだまし取られるというものでして、本年の特殊詐欺被害の66件中の29件、約43.9%がこのような手口のおれおれ詐欺の被害となっております。

一方で、税金還付等に必要な手続を装って被害者にATMを操作させてお金をだまし取るという還付金詐欺事件発生は、昨年1年間で17件発生しておりますけれども、今年は3件の発生で減少しているということが分かります。また、副業や有料サイトの利用料金などを名目とした架空料金請求詐欺は引き続き発生しております、本年の特殊詐欺被害66件中29件、約43.9%が架空料金請求詐欺の被害となっております。

次に、年代別の被害状況については、その下の一覧表となっております。様々な年代の方が被害に遭っていることが分かります。被害のうちの高齢者率は、令和6年中は特殊詐欺が約51.9%、SNS型投資・ロマンス詐欺が約24.6%であったところ、本年令和7年の8月末現在では、特殊詐欺が約22.7%、SNS型投資・ロマンス詐欺が約19.5%となっておりまして、幅広い年齢層の対策を実施していく必要があると考えております。

次に、特殊詐欺への主な対策について、3点御説明させていただきます。

まず、資料の2、(1)のとおり国際電話利用休止申込みの支援を推進しております。この国際電話の利用休止は手続無料でして、申込みを行えば固定電話、光電話を対象に国際電話番号からの発着信を休止できるもので、一度申込みを行えば継続的に国際電話からの発着信を拒否することができますので、特殊詐欺の予防対策上、極めて有効であると考えております。依然として多くの詐欺電話が国際電話からかかっている現状を踏まえまして、そもそも犯人からの電話を受けなければ被害に遭うリスクが減らせるということから、この申込みについて巡回連絡や防犯教室等の場で警察官が記載の補助をしながら申込書を作成していただきまして、警察で収集して一括送付するという支援を行っております。この支援を県警全体で推進しております、令和7年8月末現在で県警で送付した件数は約8,000件となっておりまして、引き続きこの取組を推進していきたいというふうに考えております。

次に、資料の(2)携帯電話を使用しているATM利用者への対応強化、これについて推進しております。依然として詐欺の被害金の方法につきましてはATMでの振込を利用したものが多く発生しております。ATMでの振込をする場合、携帯電話で通話または操

作しながらの場合が詐欺被害に遭っている可能性が高いということから、金融機関等の職員が見かけた場合の声かけに加えまして、他の利用者が見かけた場合、職員や警察への通報について、資料の右隅にありますこのようなポスターを活用いたしまして広報啓発活動を行っており、引き続き周知を図っていきたいというふうに考えております。

最後に（3）県民の特殊詐欺等に対する抵抗力を向上させるための重点指向した広報啓発を推進しております。県民の皆様の特殊詐欺等に対する抵抗力を向上していただくためには、単なる手口の周知に伴わず、被害防止のポイントを分かりやすく周知することや、発生状況等に基づいて時期を捉えた広報啓発活動が重要であると考えております。具体的には、本年4月から全国警察を連動しまして集中広報期間というものを設けて、この期間において各種媒体を活用しまして、先ほどお話ししました警察官などをかたる御用詐欺に関する被害防止を重点に偽警察詐欺などと被害防止をアピールしていますけれども、警察はSNSで連絡することはない、警察は捜査等の名目でお金を要求することはないというふうに具体的な被害防止のポイントを広報しております。引き続き発生状況等を分析しまして、重点指向した広報啓発を推進してまいりたいと考えております。

以上が特殊詐欺等の現状と対策となりますが、引き続き特殊詐欺等の被害防止に向け尽力してまいりたいと考えております。報告は以上であります。

○田中委員長

説明がありました。

質疑等はございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○田中委員長

ないようですので、以上で報告事項の調査を終了いたします。

次に、警察本部全般に関しまして質疑、意見等ありましたら委員の皆様からお願ひをいたします。

先ほどの福田委員の質問に関しましては、今、資料がないということなので、後ほど、お願ひできますか、伊藤交通部長。

○伊藤交通部長

先ほど申し上げましたとおり、手元にちょっと資料が今日はございませんので、後日確認をした上で回答させていただきます。

○田中委員長

福田委員。

○福田委員

急に申し上げてすみません。

○田中委員長

よろしいですか。お願いいいたします。

福井委員。

○福井委員

先ほど多々納委員が信号機の設置場所の希望というお話をされていましたけれども、逆に最近感じるのは、特に中山間地域なんか走ると、昔設置された信号機が既に、変な言い方ですけど、既にここに信号機が設置してなくてもいいのではないかというところも感じ

るようなところもあるわけです。要は、止まってても反対側から一切車も来ない。だけど、昔は何らかの理由で、多分要望とかで設置されていると思うんですけども、御承知のようにいろいろな信号機だとかいろんな標識が老朽化して倒れたりして、逆に被害を起こしているということがありますので、そこら辺のところ、近くに住む住民の皆さんにとっては信号機、あるものがなくなるというのは嫌がられるかもしれません、実際に止まる必要もないところで車が止まったり、要は横断歩道さえしっかり引いてあれば、しっかり左右確認して、待たずに渡れるほうが実際には効率的ですね、歩行者にとっても、車にとっても。そういうところの観点から、あるいは逆に信号機を減らしていくというようなことも検討をどんどんしていっていただければいいのではないかというふうには思いますが、所見があればお伺いしたいと思います。

○田中委員長

伊藤交通部長。

○伊藤交通部長

その件につきましては、限られた予算の中でどうしてもかかってきますので、廃校になった地域とか、それから、集合施設がなくなったとか、委員おっしゃるようなところにつきましては、検討をする場所があれば、各警察署にお願いをして、吸い上げを今実施しておりますし、当然、新しく必要なところにはつけていかなきやいけないんですけど、逆に取ってもいいんじゃないかというところは、そういう検討も進めてやっております。ただし、なかなかやっぽり取るとなると、どこかでございましたように、手順を間違えるとやっぽり大変なことになりますので、その辺はちょっと慎重にやらせていただいてというのあります。

○田中委員長

福井委員。

○福井委員

ありがとうございます。そういうのでちょっと問題になった箇所も私も当然知っておりますけれども、その辺はやはり地元の方とよく協議をしながら、管理するものはできるだけ少ないほうが多いと思いますので、いろいろと大変だと思う、我々もそのエリアにいればお手伝いをしたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

○田中委員長

ほかにございませんか。

生越委員。

○生越委員

またちょっと変わった話をして申し訳ないんですけど、銃刀法が改正になりまして、警察の方もお巡りさん、腰につけておられるものもあるわけですけども、熊が出てきたりで撃つわけにいかんというのも当然分ります。いくら銃刀法が変わったといえ、簡単にそこで撃つと、またその人が処罰されるという問題もあると思うんですが、でも今、毎日のように新聞情報などで島根県のどこそこに熊が出たとか、結構有害鳥獣と戦っている地区っていっぱいあるわけです。その腰につけたピストルで撃てと言っているわけじゃないですが、警察の方は扱い慣れていらっしゃる方もおいでになるだろうと思うんですが、それぞれ警察署に地域の担当の人がおられて、熊が出たというと市町村長の許可で簡単にで

きるのはできるんですが、常に獣友会とかそういう人がいらっしゃるわけではありませんので、警察の方で慣れた方がこう、ボンッとやっていただかとありがたいなと私は思うんですが、その辺りが、皆さん方は指示によってという立場だと思うんですが、そういう話というのは上げてもらうわけにいかないでしょうか。

○田中委員長

三浦生活安全部長。

○三浦生活安全部長

まさに熊の問題って全国で問題になっておりまして、委員がおっしゃるとおり警察官、拳銃の訓練をやっておりますので、射撃のほうは上手ですけれども、銃の能力的に、熊だとなかなか拳銃では仕留めることができないというところで法改正がありまして、これまで避難等の措置というところで、警察がハンターのほうに射撃をするように指示をしてから撃っていたところを、市町村の判断で早く駆除できるようにということで法改正になっておりますので、警察のほうはこれまでどおり市町村と連携をいたしまして、住民等被害がないように避難誘導とか、それから、本当に間に合わないような緊急性がある場合には、この避難等の措置という法的根拠を元に措置をするということを連携しながらやっております。

○田中委員長

生越委員。

○生越委員

先ほども言いましたように、中山間地域はもう戦いなんです。本当に有害鳥獣と戦わなければ、昨日もテレビを見ておりましたら、車が熊をはねたけど、熊はころっとしてるんですね、車にはねられてもそれだけすごいものが出てくると、当然そこに住みにくいというか、怖くていることができないという人がいっぱいいますんで、皆さん方は、刑事さんは拳銃をつけておられるので強いと思っておられますから、それが効果がないって言われるとちょっとガクッとしますけども、やはり何とかそういったものから人の生命、財産を守るために力を発揮してやっていただければありがたいなと思う次第でございます。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

教えてほしいんですけど、最近フィッシング詐欺の被害がありましたよね。まだ多分これ高齢者はあんまりないのかと思うんだけど、かく言う私もやられました、1回。ちょっと動かしたら、何でしょう、ばばばばばっとやられたんだけど、そういうケースっていうのは結構あるんですか、県内に。特殊詐欺にはならないのか、これは。

○田中委員長

三浦生活安全部長。

○三浦生活安全部長

フィッシング自体がちょっとなかなか犯罪というふうに認定できませんで、フィッシングされた情報によって成り済まして誹謗中傷をするとか、あるいは金銭的な被害を受けるというところで、ちょっと統計的な数字は取っておりませんけれども、そういった相談は県警のほうで何件かは受けておりまして、アドバイス等で適切に指導しているところであ

ります。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

要はカードなんかだったら、ちゃんと保険が機能されてるんで、もし仮に詐欺に遭っても補填されるケースが多いんですけど、今、もう成り済ましなんかっていうのは、ちょっとこれまたなかなか犯罪として立件するのが難しいと思うんだけど、そういう広報もぜひしてもらうと、私みたいになりますからね。よろしくお願ひします。

○田中委員長

要望でよろしいですか。中島委員。

○中島委員

よろしいです。ありがとうございました。

○田中委員長

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、以上で警察本部所管事項の審査及び調査を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。委員の皆様はしばらくお待ちください。

〔執行部入替え〕

○田中委員長

それでは、これより人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局所管事項について審査を行います。

はじめに、人事委員会事務局長の挨拶を受けます。

柳樂人事委員会事務局長。

○柳樂人事委員会事務局長

失礼いたします。田中委員長、岡崎副委員長をはじめ委員の皆様方には、日頃から人事委員会事務局業務につきまして御理解、御協力を賜っておりまして、厚くお礼申し上げます。本日は、令和7年度一般会計補正予算案1件について御審議いただくこととしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○田中委員長

次に、監査委員事務局長の挨拶を受けます。

清水監査委員事務局長。

○清水監査委員事務局長

田中委員長、岡崎副委員長をはじめ委員の皆様方には、日頃から監査委員事務局の業務に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。監査委員事務局では、監査計画に基づきまして監査を実施しているところでございます。昨日の決算特別委員会全体会のほうにおきまして、公営企業会計決算などの審査・意見書について御説明を申し上げたところでございます。引き続き監査を通じまして、適正かつ効率的に県の事務が執行されますよう努めてまいります。本日は予算案1件を御審議いただくことになっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○田中委員長

次に、議会事務局長の挨拶を受けます。

奈良井事務局長。

○奈良井議会事務局長

失礼します。田中委員長、それから岡崎副委員長、そして委員の皆様、続いて大変お世話になります。今日は議員報酬と職員給与費に関する予算案について御審議いただくこととしております。よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○田中委員長

ありがとうございます。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託されました3事務局に係る議案は予算案1件です。

第100号議案のうち3事務局関係分について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

栗山企画課長。

○栗山人事委員会事務局企画課長

それでは、人事委員会事務局の総務委員会資料を御覧ください。第100号議案、令和7年度島根県一般会計補正予算（第3号）の人事委員会事務局関係分でございます。

表の事務局費の7番、一般職給与につきまして、本年度の人員の給与等による精査を行った結果により補正を行うもので、383万円余の増額をお願いするものでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○田中委員長

田邊監査第一課長。

○田邊監査委員事務局監査第一課長

それでは、監査委員事務局の総務委員会資料を御覧ください。第100号議案、令和7年度一般会計補正予算（第3号）の監査委員事務局分でございます。

職員給与費について、本年度の職員数、年齢構成を基に現員現給により補正を行うものでございます。表の事務局費の4番、一般職給与費につきまして312万7,000円の減額をお願いするものでございます。

私の説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○田中委員長

成相次長。

○事務局（成相書記）

お手元の資料をお願いいたします。第100号議案、一般会計補正予算（第3号）の議会事務局関係分でございます。

議会費の1、議員報酬につきましては、議員の1名減による報酬の減額等により1,400万円余の減額、事務局費の4、一般職給与費につきましては、本年度の職員数、年齢構成を元に現員現給により600万円余の減額補正を行うものでございます。合計といたしましては、表の一番上のところの予算総額欄で2,000万円余の減額とするものでございます。

説明は以上でございます。

○田中委員長

説明がありました。

質疑等はございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○田中委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第100号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第100号議案のうち人事委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

この際、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局全般に関しまして、委員の皆様から何かありましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う者あり]

○田中委員長

それでは、以上で人事委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局所管事項の審査を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

委員の皆様は、引き続き委員間協議を行いますので、しばらくお待ちください。

[執行部退席]

○田中委員長

それでは、委員間協議を行います。

はじめに、委員長報告について御相談申し上げます。今回、委員長報告に当たり、特に盛り込むべき事項等があれば御意見をお願いいたします。

[「なし」と言う者あり]

○田中委員長

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

○田中委員長

それでは、御異議がないようですので、そのように決定をいたします。

次に、委員会の実地調査について御相談申し上げます。島根県立大学浜田キャンパスでは、地域志向の教育を強化するため、令和3年4月に総合政策学部を国際関係学部と地域政策学部に改編し、今年の3月には第1期生となる卒業生を輩出しております。また、令和8年4月には地域の企業からニーズの高いデジタルを扱える人材を輩出するため、地域経済経営コースを経済経営・デジタルマネジメントコースに変更することとしています。私といたしましては、これら浜田キャンパスの取組を事例として、島根県立大学が進める地域課題・地域ニーズに応える教育の推進状況等について大学等との意見交換を行うこと

とし、11月定例会の日程を有効活用し、実地調査を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、御意見がないようありますので、そのように決定をいたします。

調査内容、日程等につきましては、正副委員長で案を作成し、後日お示ししたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、御異議がないようですので、そのように決定をいたします。

次に、委員派遣についてありますが、所管事項に係る調査活動を計画されている方があれば、委員会として派遣決定をしておく必要がありますので、お申し出ください。ないですね。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

次に、閉会中の継続審査及び調査事件についてでございます。お配りした案のとおり議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、そのように決定いたします。

本日の予定は以上でございます。

ほかに何かございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、これをもちまして総務委員会を閉会いたします。